

## 第4回古平町議会定例会 第1号

令和7年12月17日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第46号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 6 議案第47号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第48号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第49号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第50号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第51号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第52号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について
- 12 議案第53号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について
- 13 報告第5号 専決処分（第5号）の報告について  
〔工事請負契約の変更について〕
- 14 陳情第5号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書採択についての要望書  
（総務文教委員長報告）
- 15 陳情第6号 衆議院の定数に関する意見書（案）の採択を求める陳情書
- 16 陳情第7号 消費税を緊急に引き下げることを求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 17 陳情第8号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 18 陳情第9号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 19 一般質問

### ○追加議事日程

- 1 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第56号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改

正する条例案

- 4 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第59号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第60号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第61号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第62号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第63号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第64号 令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 意見案第12号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書
- 13 意見案第13号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書
- 14 意見案第14号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

○議事日程

- 20 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（広報編集常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）
- 24 委員会の閉会中の継続審査申出書  
（古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会）

○出席議員（8名）

- |       |           |    |             |
|-------|-----------|----|-------------|
| 議長10番 | 堀 清 君     | 1番 | 工 藤 澄 男 君   |
| 3番    | 中 村 光 広 君 | 4番 | 高 野 俊 和 君   |
| 5番    | 真 貝 政 昭 君 | 6番 | 梅 野 史 朗 君   |
| 7番    | 堀 澤 理 恵 君 | 9番 | 佐 藤 未 知 時 君 |

○欠席議員（2名）

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 2番 | 寶 福 勝 哉 君 | 8番 | 山 口 明 生 君 |
|----|-----------|----|-----------|

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	細	川	正	善	君
教	育	三	浦	史	洋	君
総	務	本	間	克	昭	君
総	合	高	野	龍	治	君
総	合	小	原	和	之	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	満	康	子
建	設	川	上	哲	也	君
建	設	大	原	康	弘	君
会	計	岩	戸	真	二	君
教	育	湯	浅		学	君
町	立	細	川	武	彦	君
幼	児	三	浦	卓	也	君
総	務	松	浦	亮	介	君
財	政	齋	藤	大	地	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	関	口	央	昌	君
議	事	係	長	兼	総	務	係	長
				瀬	野	尾	裕	人

開会 午前 9時58分

○**議会事務局長（関口央昌君）** 本日の会議にあたりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員8名が出席されております。

2番寶福議員、8番山口議員につきましては、両名とも体調不良で入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和7年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番中村議員、4番高野議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る12月12日に開催しました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私の方から去る12月12日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月17日から12月18日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、総務文教常任委員会から同委員会に付託されておりました陳情第5号につきましては、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、本定例会に4件上がっております陳情でございますが、陳情第6号及び陳情第7号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

また、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質疑回数は1件につき3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月17日から12月18日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月17日から12月18日までの2日間に決定しました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和7年度9月分・10月分・11月分毎月出納検査結果、令和7年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、令和7年第2回後志広域連合議会定例会議決結果、令和6年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第3回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、中央バス高速しゃこたん号廃止に伴う代替運行についてでございます。北海道中央バス(株)が運行していた「高速しゃこたん号」については、運転手不足のため12月1日に運行が終了されたところであり、中央バス(株)からの正式な連絡は9月25日であったところであり、防災無線でこの旨を周知したところ、町民の皆様から多くのご意見を頂きました。意見の多くは、運行終了によって通院等に影響が生じるというものであったことから、町民の利便性を勘案し、朝の便に限って、町単独で代替運行を実施することを決定いたしました。代替運行は、12月1日から町のマイクロバスで新地町消防車庫前を8時30分に出発し、余市駅前十字街停留所に9時に到着する毎朝1便であ

ります。これにより、通院等に対する不便さは一定程度軽減されるものと考えております。料金は当面の間無料ですが、これは運行終了に伴う早急な代替運行を実施するための暫定的な措置であり、手続きが整い次第、令和8年4月を目途に有償運行へ切り替えるよう準備しております。

次に、119番通報の共同化についてでございます。現在、本町からの119番通報は、北後志消防組合余市消防署及び古平支署で受け付けていますが、指令業務の共同化に伴い令和8年2月下旬からは、北後志消防組合、小樽市消防本部及び岩内・寿都地方消防組合が共同で小樽市に設置する後志共同消防指令センターで受け付けることとなります。同指令センターでは、13市町村の119番通報が一括で受信されるため、消防・救急の出動を要請する際には、今後は住所特定のため「古平町の〇〇」とはっきりと伝える必要が生じます。移行当初は、混乱が生じる可能性もありますが、指令センターの受付職員の指示に従っていただければ問題なく対応できるものと考えております。なお、共同化については町広報紙や防災無線等で事前の周知を徹底してまいります。

鳥獣被害防止対策についてでございます。本町では今年、合計6頭のヒグマを猟友会古平分区の協力の下、駆除しております。11月以降、目撃情報は減ったものの、未だ一部で足跡等の痕跡が発見されていることから、今後も町民の皆様にはその都度情報提供するなど注意喚起に努めてまいります。また、ヒグマの捕獲や駆除、パトロールの回数が増加したことに伴う関連経費につきまして、後程補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水稻作況調査についてでございます。農業委員会が9月に実施した水稻作況調査では、今年の作況指数は93.75で「不良」でした。全もみ数は平年並みに確保されていたものの、収穫直前に鹿が田んぼに進入したことによる倒伏や鳥による食害が多数発生したため、平年を下回る結果となりました。

プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業は、物価高騰で影響を受けている町民生活支援や疲弊する地域経済の振興策として、第1弾・第2弾いずれも3,000組のプレミアム分に補助を行っております。6月27日に販売し既に完売しているプレミアム率20%の第1弾は使用期限が12月31日までで、11月末日現在の換金率は92.3%とことです。また、10月31日に販売したプレミアム率30%の第2弾も予約分を含めて即日完売したところであります。使用期限は令和8年3月15日となっており、換金率は現在とりまとめ中とことです。今後は、商工会と連携し、未使用や未換金の商品券が発生しないよう、期限等の周知徹底を図ってまいります。

ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の寄附状況は、11月末日現在で寄附件数が1万6,849件、寄附額は2億2,521万円で、昨年と比較すると件数は減少しておりますが、金額はほぼ同額であります。10月1日からポイントを付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が禁止となったことから、9月は駆け込みで寄附が増加しましたが、10月、11月はその反動で減少しております。今月は繁忙期でありますので、引き続き、各事業者と連携を図り、新たな返礼品の追加などの検討を行い、本町の特産品の知名度の向上に努めてまいります。

道の駅「ふるびらたらこミュージアム」についてでございます。道の駅「ふるびらたらこミュージアム」

ジウム」の来場者数は11月末現在36万4,515人で、月別では8月の7万人をピークに9月は約4万人、10月には約2万5,000人と徐々に減少しております。今後は、閑散期の集客に向け、指定管理者と冬のイベントの開催等について検討してまいります。

灯油等購入助成事業についてでございます。今年度の福祉灯油事業は、例年同様、65歳以上からなる住民税非課税世帯等を対象として、受付を11月14日から開始し、同月28日を1回目の支給日とし、現在、順次支給を行っております。昨年度は1万円を現金で支給いたしましたが、年々上昇する灯油単価及び昨今の物価高騰の影響を鑑み、今年度は助成額を1万2,000円に増額するとともに、地域経済活性化のため商店振興会商品券で支給しております。事業終了後には、使い忘れによる未使用商品券の状況を調査することなどを行い、次年度以降の制度設計に繋がりたいと考えております。

国民健康保険税についてでございます。11月25日の議会全員協議会でご説明いたしました国保税の資産割廃止及び税率改正について、条例改正案を提案しております。国保税の資産割廃止、更には今後予定されている全道での保険料統一は、北海道の方針として示されているものでございます。今回の改正については、先般、私から国民健康保険税審議会に諮問し、同審議会からの町民に極力影響の少ない方法で、なおかつ、町民全体に公平な負担となる方法での答申を踏まえてのものです。上程の際には、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

幼児センター生活発表会についてでございます。幼児センターみらいの生活発表会が、去る11月8日に同センターのホールで行われました。園児たちは、保護者、来賓及び地域の方々など多数の来場者を前に、緊張しながらも歌、器楽及び遊戯を披露し、練習の成果を十分に発揮しておりました。その様子からは友達と一つのことをやり遂げる達成感や、のびのびと楽しく表現する充実感が伝わってきました。普段の生活を通じて成長した園児一人一人の姿を保護者に実感していただく良い機会であったと感じております。

新型コロナウイルス感染等の予防対策についてでございます。新型コロナウイルス予防接種は、昨年度から65歳以上の方と60～64歳の基礎疾患を有する方を対象とした定期接種となり、自己負担金を徴収して実施しております。本町は近隣町村を勘案の上、昨年度同額の1,000円としており、ワクチン接種率は10月末現在、8.0%となっております。引き続き、余市医師会の協力の下、スムーズな接種体制を維持出来るよう努めてまいります。また、季節性インフルエンザにつきましては、例年より早めの流行がみられております。予防接種を希望される方が、その機会を逸することのないよう、接種時期やワクチンの流通状況等を注視しながらワクチン接種の勧奨を行ってまいります。

町民の健康管理についてでございます。本町における、健康診査・がん検診等の機会は、①住民セット健診、②個別健診、③無料送迎バス健診となります。そのうち③無料送迎バス健診を10月16日から18日の3日間で実施し、21名の方が受診されました。引き続き、未受診者へ個別健診の積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。

地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。道内のインフルエンザ感染状況が、過去10年間で最悪との報道がされておりますが、本診療所の発熱外来では、11月の感染者数が51人と昨年同時期の2人に比べると感染が拡大しております。そのため、昨年同様、診療所と介護医療院の職員に対しては事業所負担によるインフルエンザと新型コロナワクチン接種を推奨しております。

更には手洗い・うがい・マスクの着用など基本的な感染予防対策に万全を期し、町民の皆様が安心して受診できる体制維持に努めております。介護医療院では11月末現在、満床となる18人が入所し療養生活を送っております。一方、男性4人、女性8人が入所待ちの状態でもありますので、入所調整を行いつつ、「終の住処」として地域から必要とされる施設となるよう、今後も職員一丸となり運営してまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程、ご高覧ください。

本定例会に付議します案件は、補正予算案5件、条例改正案1件、指定管理者の指定2件、専決処分の報告1件及び、後程、提案いたします追加議案11件の合計20件であります。

これらの案件につきましては、ご審議のうえ、ご賛同くださるよう、お願い申し上げます。

最後に、国の経済対策に係る本町の取り組みについてでございます。12月15日現在、本町への物価高騰対応重点支援地方創生交付金の配分額が示されていなかったことから、本定例会に関連する事業の補正予算案を上程することができませんでした。国から経済対策の早期執行のため可能な限り年内に予算化するよう通知があったこと、また、物価高騰の影響を受けている町民の皆さんをできるだけ早く支援するためにも、改めて年内に臨時会を招集いたしますので併せてお願いいたしますということでございますけれども、今朝、私の手元に重点交付金の金額の交付決定がまいりました。それに伴いまして、これから庁舎内で支給について検討しながら、この議会終了後、議長の方とも相談いたしまして、年内に臨時議会を開催させていただいて、その中で補正予算上げてまいりたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和7年第4回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

学校教育活動等についてです。10月4日中学校の一大イベント「古中祭」が開催されました。今年のテーマは「熱血 やると決めたら全力で」。そこに、古中生の生き生きとした姿を見せたい、地域を盛り上げ活気あふれる町にしたいという生徒の思いを込めたそうです。当日は学年ごとの演劇ステージや有志ステージ、吹奏楽演奏が披露されました。締めくくりは恒例となった生徒全員による全校合唱、ジーンとくる歌声でした。また、10月18日には中学校吹奏楽部第50回定期演奏会が開かれ、演奏曲「小さな恋のうた」「人生のメリーゴーランド」「情熱大陸のメインテーマ」「Story」などを披露し、部員数6人ながらも力強いパフォーマンスでした。10月25日小学校では学習発表会が開催されました。こちらはテーマを「失敗しても 最後まで あきらめず がんばろう!」と掲げ、五つの学年で演劇、一つの学年で器楽演奏を披露しております。また、来年4月小学校入学予定の児童8人を対象とした新就学児健康診断を11月5日、学校保健安全法に基づき実施いたしました。当日は全員が元気に受診しております。古平小学校は明治8年古平郡教育所として開設され、以来150年にわたり当町教育の中核として、子どもたちの健やかな成長を育む使命を果たしてきま

した。この度開校150周年を祝う記念式典が11月15日同校で、全校児童・教職員、多くのご来賓臨席のもと厳かに挙行されました。児童からのお祝いの言葉をひとつご紹介いたします。「先輩方から受け取ったバトンは、次の時代へつないでいきます。未来に向かって、古平小学校へのこの坂道を上り続けます。」今冬はインフルエンザの到来が早まっております。中学校では、第3学年を11月11日から14日までの4日間学年閉鎖しました。また、小学校では11月18日から21日までの4日間学校閉鎖しました。

全国学力・学習状況調査についてです。当町の結果につきましては12月の町広報でお知らせしましたが、今後の対策としては、児童生徒の授業の理解度等に応じた指導方法の工夫改善を図ること。一人一人の資質・能力を確実に育成する取組を推進すること。特に小学校では協働的な学びを推進し、他者の意見について考えられる能力の育成を図っていくこと。また、家庭学習の習慣化を図るため端末を活用した学習支援ソフトの導入を検討してまいります。ご家庭においても学習時間の確保や、ゲームや動画などスマホ・タブレットから離れること、視聴時間を減らすことを重点に取り組んでいただくことが極めて重要であると考えます。

学校給食についてです。給食用白米については、少しでも早く新米のみずみずしさを味わってほしく、10月15日に提供したところです。小学生からは「いつもより甘く感じておいしかった。」「あつという間になくなった。お代わりなかったのが残念。」との声をいただきました。また、昨年度に引き続き、ホクレン農業協同組合連合会から道産あずき等を原料とした「あんこ」が無償で提供され、12月9日の給食に「あんバタートースト」として登場させました。

生涯学習・スポーツについてです。少年少女わんぱく王国は、第4回を9月27日に開催、7人が参加して「札幌さとらんど工場見学&アイスクリームづくり体験」を楽しみました。感想文には、「初めていけたし、いい体験ができてよかった。」「アイスクリーム作りは、氷がボウルの中にはいっているのをまぜて、少しかたかったけど、おいしくできました。」などと記されていました。高齢者教室たけなわ学級は、第4回を9月30日に開催、24人が参加して「町外視察研修 新千歳空港、赤れんが庁舎」を実施し、「赤れんが庁舎は7月にリニューアルオープンしたばかりで見たいと思っていたので行くことができてよかったです。」「空港には飲食店やお土産屋さんが沢山あり、楽しかったです。」との感想をいただきました。続いて第5回を10月17日に開催、11人が参加して中島公園周辺のごみ拾いを行いました。ご奉仕の程、ありがとうございました。第6回は12月2日、小樽の和菓子処つくし牧田店主を講師に招き、「和菓子づくり体験」を行っております。14人が参加して運がっばなどの練りきりを製作し、「かわいくできて、食べるのがもったいない。」との声でした。

さて、古平ロードレース大会についてです。今年度は10月13日スポーツの日にて二年振りに開催することで準備方取り進めてまいりましたが、9月下旬以降当町では、ほぼ毎日のように熊の目撃・出没情報が寄せられ、安全面で非常に深刻な問題となりました。このような状況を受け、10月2日緊急の実行委員会を開き大会開催の可否を協議した結果、①熊の出没がコース上で確認されていること、②熊の出没が連日のように続いており一時的な問題ではないこと、③音の対策等を講じたとしても参加者及びスタッフの安全を十分に確保することが困難なことから、結論として令和7年度

の開催については中止すると判断しました。エントリーされた方、関係の皆様には大変ご迷惑をお掛けしたことに對し、お詫び申し上げます。

古平町文化祭についてです。11月3日に発表会を開催、6団体が出演して141人の来場をいただきました。これに先立った作品展示会には、12団体9個人から絵画、短歌、俳句、書道や手芸作品など472点が出展され、10月23日から26日までの4日間、延べ251人が来場されました。

11月21日から新ALTYヴォンヌ先生の英会話教室をかなえーるで始めています。12月19日まで毎週金曜日全5回開催中です。

古平町図書館の利用状況についてです。今年度実績は11月末日時点で、述べ貸出者数751人、貸出冊数2,917冊、来館者数1万7,098人です。また、累計の図書館利用カード作成者数は357人、蔵書数は1万6,872冊となっております。

以上、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第46号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第46号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第46号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,379万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,418万2,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案の2ページから3ページが歳入、4ページから5ページが歳出となっております。議案1ページに戻っていただき、債務負担行為の補正といたしまして、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正による」ということで、6ページをご覧ください。クリーンセンターの指定管理に関する債務負担行為として、令和7年度から令和10年度までで限度額5,561万2,000円。B&G海洋センターの指定管理に関する債務負担行為として、令和7年度から令和10年度までで限度額7,770万円を設定してございます。ここまですが議決事項となっております。

それでは第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第46号説明資料をご覧ください。

歳出から説明いたしますので、4ページから5ページをお開きください。予算科目の項毎に説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に668万2,000円を追加し、4億5,801万9,000円とする

ものでございます。車両燃料費20万円の増額は高速しゃこたん号運行終了に伴う代替運行に係る燃料費でございます。施設修繕料223万1,000円の増額は、有利な財源を充てることとなったため、ふれあいセンターさわえの蛍光灯をLED化するものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金精算返納金425万1,000円の追加につきましては、令和6年度の支援事業の実績値が確定したことによる交付金の返納分でございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に331万9,000円を追加し、7億9,695万7,000円とするものでございます。北海道後期高齢者広域連合負担金239万8,000円の増額です。令和6年度の療養給付費負担金の精算によるものでございます。介護保険サービス事業特別会計繰出金92万1,000円の増額です。後程、介護保険サービス事業特別会計補正予算で上程されますが、酸素ボンベの賃借料等で補正が必要となったため、一般会計から繰り出すものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に35万円を追加し、1億2,167万円とするものでございます。診療所運営事業特別会計繰出金79万円の増額でございます。後程、町立診療所運営事業特別会計補正予算で上程されますが、予防接種手数料の増加による一般会計の繰出金の減額でございます。予防接種自己負担金補助金99万5,000円の増額です。带状疱疹予防接種者が当初の想定を上回ったことによるものでございます。次に、余市協会病院救急医療体制維持補助金でございます。14万5,000円の増額でございます。余市協会病院から要請があり、北後志地域保健医療対策協議会で増額が決定されたものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、既定の予算に76万円を追加し、830万円とするものでございます。鳥獣被害対策実施隊員報酬66万円の増額です。これは、ヒグマの出没により実施隊員の出勤回数が増加したことによるものでございます。ヒグマ捕獲奨励金10万円の増額です。当初、ヒグマ一頭分を予算計上していましたが、二頭捕獲されたことによる増額でございます。

6款商工費、1項商工費、既定の予算に6,288万円を追加し、3億3,452万円とするものでございます。6ページ、7ページをお開きください。一点目はふるさと応援寄附金増加を見込んだ必要経費、二点目は当初見込より手数料の高い業者を使った寄附金の割合が増えたため、賃借料やシステム利用料の精査を行ったためによる補正でございます。

7款土木費、5項住宅費、既定の予算に273万5,000円を追加し、2,985万円とするものでございます。維持補修費273万5,000円の増額です。公営住宅の退去後の修繕の追加によるものでございます。

8款消防費、1項消防費、既定の予算に17万6,000円を追加し、2億3,408万2,000円とするものでございます。北後志消防組合負担金17万6,000円の増額です。消防救急デジタル無線設備機器移設工事によるものでございます。

9款教育費、2項小学校費、既定の予算に11万7,000円を追加し、3,016万9,000円とするものでございます。自動車借上料の増額でございます。町のバスが高速しゃこたん号の代替運行でスキー授業へ使えなくなったことに対応するための増額でございます。

11款公債費、1項公債費、既定の予算に122万9,000円を追加し、4億4,293万6,000円とするものでございます。償還元金433万4,000円の増額、償還利子310万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたします。ページ戻りまして、2ページ、3ページをお開きください。

16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に6,000万円を追加し、3億8,030万1,000円とするものでございます。ふるさと応援寄附金を6,000万円増額するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算から2,510万円を減額し、3億4,621万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金繰入金を2,510万円減額するものでございます。今回の補正に伴う財源調整でございます。

18款繰入金、1項繰入金、既定の予算に7,684万8,000円を追加し、7,684万9,000円とするものでございます。9月定例会で確定した前年度の繰越金を繰り入れるものでございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算から5万円を減額し、4,854万4,000円とするものでございます。今回の補正の端数調整のため、その他収入を5万円減額するものでございます。

20款町債、1項町債、既定の予算に210万円を追加し、2億3,450万円とするものでございます。集会所照明LED化事業債210万円の増額です。これにつきましては、ふれあいセンターさわえのLED化に充てるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（工藤澄男君） 4ページ、5ページ、5款の農林水産業費の中で鳥獣被害の対策として、人件費とか、実際に活躍している方々は何名を確保して、どういう方法でやっているのか、その辺をもうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○産業連携室長（小原和之君） ただいまの工藤議員の質問にお答えいたします。

現在、17名の隊員を任命しておりまして、その中から出動できる人に出動してもらっているという形でございます。当然、皆様お仕事も持っていらっしゃいますので、その時に出来る・出れないがあると思うのですけれども、その中で出動できる人数を確保して、出動パトロール等のお願いをしているというふうになっております。

○1番（工藤澄男君） 17名ということですが、大体一人あたり幾ら位で支払いしているのでしょうか。

○産業連携室長（小原和之君） 報酬は非常勤特別職員となっております、一回あたり2時間で2万円。2時間ですと2万円。ただ、2時間未満となりますと半分で1万円というふうな報酬の支出となっております。

○5番（真貝政昭君） 5ページです。総務費の22節になります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金精算返納金なのですけれども、これについて経緯も含めて説明してください。

○総務課長（本間克昭君） これにつきましては、低所得者世帯に対する給付金、そこから外れた町民の方に、町単独として給付金をお支払いしております。実際、当初見込んだ数よりも金額が減ったということでの精算の返納金でございます。

○5番（真貝政昭君） 衛生費になります。带状疱疹の予防接種についての増額補正です。今年から始めたと思いますけれども、対象人数、実際に実施された人数を詳しく説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず古平町の方で国に先がけまして、令和6年度から带状疱疹の任意接種の助成をしております、今年、令和7年度、国の方では65歳以上の5歳刻みということで定期接種ということになったのですけれども、65歳以上の5歳刻みとなりますと、66から69までの人がまた違う金額ということになりますので、古平町としましては定期接種ではないのですけれども、65歳以上の方全員を今年度は定期接種と同額ということで対象にしています。定期接種の人数は持ってきていませんが、古平町単独でやっています任意接種が50歳以上ということで、50歳以上の対象人数としましては1,560人。その方に対しまして、任意・定期ということで予防接種を行っています。定期と任意接種の自己負担金が違うということで、65歳以上の定期ではない方、5歳刻みではない方が今年度駆け込みで接種をされておりますので、任意接種の予算が足りなくなったという見込で補正をさせていただきました。当初、任意接種の方が59名で予算組みしておりましたが、今のところの予測としましては、もう既に100名以上の方が接種されておりますので、今回171名が接種するであろうということで補正を組ませていただきます。真貝議員の質問に対しましては、ちょっと定期接種の人数は今持ち合わせていませんが、50歳以上・任意含めまして、1,560人が対象者となっております。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第47号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第47号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第47号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,982万2,000円とするものでございます。

それでは歳入から説明いたします。説明書16ページ、17ページをお開きください。

5款1項繰越金、既定の予算に300万2,000円を増額し、300万3,000円とするもので6年度決算剰

余金の繰越でございます。

続きまして、次のページ歳出です。

1款1項総務管理費、8万2,000円を追加し、1億1,507万3,000円とするもので、後志広域連合負担金の決算見込での追加でございます。

2款1項基金積立金、292万円を追加し、292万1,000円とするもので、歳入で説明いたしました6年度決算剰余金について、地財法の規定により基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第47号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第48号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第48号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第48号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明いたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,204万1,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。説明書の22ページ、23ページをお開きください。

4款1項繰越金、既定の予算に6万4,000円を追加し、6万5,000円とするもので令和6年度の決算剰余金の繰越でございます。

続きまして、次のページ、24ページ、25ページです。

歳入の繰越分を予備費で調整しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第48号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第49号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第49号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第49号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案19ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,699万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算補正」によります。次の20ページから23ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料30ページ、31ページをお開きください。

1款サービス事業費、3項施設サービス事業費、既定の予算に92万1,000円を追加し、1億5,345万8,000円とするものでございます。13節使用料及び賃借料、医療用酸素ボンベ賃借料26万円につきましては、在宅酸素を行う入所者が増えたため10月末時点の実績と11月以降の使用料を見込んだ額であります。17節備品購入費、66万1,000円につきましては、経年劣化により視聴が困難となっている入所者用テレビ11台を更新するもの、使用過多により動作不良となっている乾燥機1台を更新す

るものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に92万1,000円を追加し、1億217万5,000円とするもので、歳出増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第50号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第50号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第50号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案25ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,322万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。次の26ページから29ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料36ページ、37ページをお開きください。

2款診療事業費、1項診療費、既定の予算に395万1,000円を追加し、1,627万8,000円とするもので、10節需用費医療材料費の内容は10月から新型コロナワクチン予防接種費用に対して町の補助が開始されたことにより接種者が増加したため、10月末時点の実績と11月以降の接種者数を見込んだワクチンの購入費であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。34ページ、35ページをお開きください。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に474万1,000円を追加し、1,082万7,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン予防接種者増加分の手数料を算定したものであります。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から79万円を減額し、7,002万円とするもので、歳入予算使用料及び手数料の追加分474万1,000円から歳出予算の追加分395万1,000円を差し引いた額を減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第51号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第51号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第51号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正内容は、先日の議会全員協議会でも説明しましたとおり、税率の改正となります。説明が重複しますがお聞き取り願います。平成30年に国保が都道府県単位化となり、その際から都道府県で保険料を統一とするよう法的な部分も含めて準備が進められてきました。その中で令和9年度までには資産割を廃止するよう道の目標が定められ、資産割を賦課していた市町村は続々と廃止へと進んでおります。全道ではまだ資産割を残しているほとんどの市町村が令和8年度から9年度に廃止予定となっております。古平町においても、道の方針に沿い加入者負担の公平性を図る観点から資産割を廃止することといたしました。

それでは説明資料にて説明させていただきます。1ページをお開きください。

上段は現行の税率となっております。ちょっと太枠で囲んであります資産割は、固定資産税額に対し医療で80%、後期で10%、介護で14%が賦課されております。中段は改正案、下段が比較とな

っております。資産割を廃止し、廃止により減収となる分を所得割、均等割、平等割に配分いたします。二重線で囲ってありますが、所得割で合計0.19%、均等割で同じく4,700円、平等割で同じく6,300円が増額となります。低所得世帯については増額となる部分に軽減がかかることとなります。

議案の方へ戻っていただいて、ページ数、33ページになります。

下段の附則でございますが、施行期日を令和8年4月1日とし、第2項で令和8年度分の国保税から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 今回の国保の税改正の理由が、資産割をなくせという道からの指示に基づいて全道的にやられていることですが、古平町の場合、令和7年度の予算説明資料を見て質問しているのですが、医療・支援・介護にわたる税率改正というふうになっています。令和7年度の資料を見ますと、医療で535万何某、支援の方で約70万円弱、介護の方で約40万円強ということで、約600万円の資産割の部分に該当します。趣旨はこの約600万円をなくすということで応益と所得の方で振り分けたということになりますけれども、基本的に税収減を留めるということになると思います。そういう考え方でいきますと、約600万円をなくすることによって600万円の応益と所得割の増を図ったという考え方でよろしいでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 単純に賦課額を全部振り分けたというよりは、影響が少なくという考え方を念頭に置いて、医療、後期、介護、それぞれ所得割と応益割に振り分けたという考え方で。丸々賦課額、7年度でいうと600万円位だと今おっしゃっていましたが、その分をきちんと振り分けるというよりは、平等にというか、先程言ったとおり所得割・応益割の方になるべく影響が少なく振り分ける形にしております。

○5番（真貝政昭君） 道の方の考え方なのですが、資産割をなくせということで将来の統一に向けた地ならしなのでしょうけれども、この税率というのは、今回改正される税率が承認されるとすれば、道の方に統一された場合、応益の平等割・均等割を残すということですから、古平の場合はどういうふうになるのですか。道が一定の期間で各町村に税率を示すという形になるのですか。それとも、全道一律に同じ税率で課すというふうになるのでしょうか。どちらの選択になるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 将来的にと言いますが、統一される令和12年度を目途にしておりますけれども、その際は全道一律ではなくて、市町村ごとに計算されて税率が示されます。それに伴って、現在も道に納付金を納めております。その納付金を計算する際に標準税率を道の方で示しております。この税率で計算した金額を納付してくださいというベースがございます。12年度に統一される時は今の納付金で計算されている標準税率がベースになると言われておまして、そのまま同じような計算方法で令和12年度の際には各市町村の標準税率が示されて、各々税額を徴収して納付金として納める形になると思われま。

○4番（高野俊和君） 今回の改正で資産割がなくなるということですが、資産割の他の所

得割・均等割は全部上がると思うのですけれども、ざっくり見て、今まで資産がなくて資産割が入っていない人は、間違いなく上がる。資産の量にもよるでしょうけれども、資産を持っている人は、資産割がなくなった分、大体平均に見て上がっても今までと大体同じ位の金額になるのか、それとも若干下がるのか。その辺どうでしょう。

○町民課長（五十嵐満美君） 資産割を持っていれば持っている程と言いますか、沢山持っている方は下がることになると思います。ただ、所得がある方は所得割が増えますので、資産割が減っても所得割で上がる方もいらっしゃると思いますので一律には言えませんけれども、大体資産割持っている方、すごく少ない方は別だと思えますけれども、大体は資産割減る分が影響として減っていくと思われれます

○4番（高野俊和君） 資産のない人はその分全然初めから控除されませんから、間違いなく多少なりとも上がるということになりますよね。

○町民課長（五十嵐満美君） はい。資産割がなくて低所得者の方は若干ですけれども上がる形になります。低所得の方は軽減がかかっていますので、軽減に合わせた形で若干金額が上がることになると思います。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 今回の議案に対して、反対する立場から意見を申し上げます。

去る11月に行われた議員協議会で、町側から示された今回の税率改正に伴う影響の一覧がグラフとなっています。資産割をなくすということに対しては賛成の立場であります。子沢山にとっては極めて苛酷な均等割についても、18歳までの半額助成というのが国の方でも議論され始めているということから分かりますように、かなり苛酷な制度であるということは国の方もよくよく分かってきたかというふうに思っています。中央社保協の方で試算しましたら、協会けんぽ並みに国保の税を安くするためには、約1兆円の公費投入が必要だと言われている位、国民健康保険税というのは他の健康保険に比べて極めて苛酷な国税で負担が高いということです。特に応能よりは応益の方がどのように扱われるかということで今回見ていたのですけれども、それについてはあまりよく分析はできなかったのですけれども、資産を持っているか持っていないかによって、持っていない方たちに対して増税という形が出てきてしまいました。先程質疑の中で申し上げましたように、約600万円の税額の減を税率改正で穴埋めするという基本姿勢なのですけれども、これは町を含めた公費による助成があれば、負担の増減なく改正することができたのではないかと考えています。11月の資料を見ますと、一番高い方で3万円から4万円の増となる方が2世帯ありまして、1万円から1万5,000円の増になる世帯が38世帯、限りなくゼロに向かって対象世帯数が増えていくということで、資産を持たない方たちの負担増という形がはっきり出てきてしまう。今の高物価の中で税負担を上げるといえることはいかかなものかと思っています。資産割をなくすということには賛成なのですが、今回の税率改正には反対する理由がそこら辺にあります。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。  
賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第51号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。  
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第52号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第52号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議決を求める事項につきましては、記以下の部分を読み上げさせていただきます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町クリーンセンター。2 指定管理者となる団体、（1）法人住所、古平郡古平町大字浜町1089番地の3。（2）法人名、カーサポートOG株式会社。（3）代表者職氏名、代表取締役坂下勝章。3 指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日。

本件の法人の選定についてでございますが、10月27日から11月27日までの間公募を行い、カーサポートOG株式会社1社からの申請がございました。これを受けて、12月1日選定委員会を開催し、審査を行った結果、要件を満たし、かつ的確であると評価したものでございます。審査の内容につきましては、形式的な書類審査の他、申請書類に記載されている内容について評点審査を行っております。具体的項目につきましては、説明資料12ページに記載しております。後程ご覧ください。また、本日お配りしましたA4両面の議案第46号説明資料の方ですけれども、令和10年度までの債務負担行為の内訳を記載しております。こちらも後程ご覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第52号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第53号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（湯浅 学君） ただいま上程されました議案第53号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町B&G海洋センターの指定管理者として、株式会社共立ソリューションズを指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。資料の13ページをご覧ください。この表中に記載のとおり、募集期間を令和7年10月16日から11月14日までの30日間公募を行い、その間2社から応募がございました。これを受けまして、令和7年12月1日に副町長を委員長とする選定委員会において、選定基準に基づく審査項目に沿い、資料14ページの表のとおり総合的に審査をいたしまして、最も適当と認める団体と評価をいたしました。

それでは、議案の37ページをご覧ください。記以降を読み上げさせていただきます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町B&G海洋センター。2 指定管理者となる団体、法人住所、東京都中央区築地2-12-10、法人名、株式会社共立ソリューションズ、代表者職氏名、代表取締役小山哲郎。3 指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第53号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第5号

○議長(堀 清君) 日程第13、報告第5号 専決処分(第5号)の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○教育次長(湯浅 学君) ただいま上程されました報告第5号 専決処分(第5号)の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月17日に議決を頂いた古平町B&G海洋センター外壁長寿命化工事に係る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月25日付けで専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき、議会に報告するものでございます。

それでは議案の39ページをご覧ください。今回専決処分いたしました契約金額につきましては、変更前1億670万円を変更後1億824万円に154万円増加する変更でございます。当該工事につきましては当初設計に基づき工事を進めておりましたが、施工段階におきまして老朽化の状況が想定以上であることが判明し、当初には把握していなかった修繕箇所が新たに確認されております。施設の安全性及び機能の確保に支障を来すおそれがあったことから、必要最小限の修繕を追加するため、設計変更を行ったものであります。また、この設計変更に伴いまして工事費の増額が生じましたが、工事の円滑な進行及び安全確保を最優先する必要があるため、やむを得ず専決処分としたものであります。

以上で専決処分の内容についてご報告申し上げます。

○議長(堀 清君) 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで報告第5号 専決処分(第5号)の報告について報告を終わります。

◎日程第14 陳情第5号

○議長(堀 清君) 日程第14、陳情第5号 適格請求書保存方式(インボイス制度)の廃止等を求める意見書採択についての要望書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第5号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書採択についての要望書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時57分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 陳情第6号

○議長（堀 清君） 日程第15、陳情第6号 衆議院の定数に関する意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 衆議院の定数に関する意見書（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第16 陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第16、陳情第7号 消費税を緊急に引き下げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 消費税を緊急に引き下げをを求める意見書(案)の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 陳情第8号

○議長(堀 清君) 日程第17、陳情第8号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第8号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書(案)の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は採択することに決定しました。

◎日程第18 陳情第9号

○議長(堀 清君) 日程第18、陳情第9号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第9号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書(案)の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は採択することに決定しました。

#### ◎日程第19 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第19、一般質問を行います。

一般質問は、高野、佐藤、工藤、堀澤、梅野、中村、真貝議員の7名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番(高野俊和君) 熊出没状況とロードレースについてお尋ねをいたします。

今年は全国的に熊出没が続き、各地で多くの被害が出ております。当町におきましても、9月、10月は連日のように熊出没騒動があり、幸いにも人的被害はありませんでしたけれども、10月のロードレース大会は準備が整った後に中止をせざるを得ない状況になるなど、大きな影響を受けました。来年に向けての課題も残りましてけれども、今年は冬眠時期になってもいまだに各地で熊の出没が報道されておりますし、当町では現在、熊の痕跡や足跡、カメラなどを取付けていると思えますけれども、わななどにも異常がない状況なのでしょうか。

また、ロードレース大会については、来年も開催するという方向で準備を進めていくのでしょうか。先程、町長の行政報告の中でも熊に関してちょっと触れられておりましたけれども、町長の考え方を伺いたいと思います。

○町長(成田昭彦君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

熊出没状況とロードレースについてでございますけれども、熊の痕跡等につきましては、行政報告でも述べさせていただきましたけれども、11月中旬に泥ノ木面で一度熊の足跡があったとの連絡がございましたけれども、それ以降は確認されておりません。また、箱わな付近に設置しているカメラについても、最後に熊が捕獲された10月22日以降、熊が写っている画像は確認されておりません。また、町内3か所に設置しております箱わなにつきましては、12月9日に全て回収いたしましたけれども、異常がないことを確認しております。

ロードレースの関係につきましては、教育長より答弁申し上げます。

○教育長(三浦史洋君) 高野議員の質問に対して答弁いたします。

ロードレース大会の開催の部分でございます。まず、令和7年度、今年の開催中止につきましては、大会コース上において熊の出没が確認された。また、出没が一時的なものではなく継続的に痕跡が確認されたことから、参加者、スタッフの安全確保のため極めて困難であると判断し、中止と決定を行ったものであります。これにつきましては、その後も熊の痕跡や出没情報が継続的に確認されており、現時点では安全に大会を実施できる環境が十分に整ったとは言えない状況にあります。ロードレース大会は広範囲にわたるコースを使用し、多くの参加者やスタッフが関わる大会であり、万全の安全対策を講じる必要がございますので、熊の生態動向が不安定な中で参加者の安全を十分に担保できる体制を構築することが極めて難しいと考えております。

ただ、こうした状況を踏まえ、令和8年度につきましては、大会開催の可能性を完全に排除するものではありませんが、まずは熊の出没状況を注視し、安全性を慎重に見極めることが必要であると考えております。そのため、予算につきましては大会実施に向けた経費を計上するものの、開催の可否につきましては出没状況の推移を見極めた上で最終判断を行うことになっていくと思っております。町といたしましては、引き続き農林部局、猟友会、大会の実行委員会等と連携して、熊の動向を継続的に確認するとともに、参加者の安全が確保できると判断できる状況になった段階で、速やかに大会開催に向けた具体的な準備を進めてまいります。

○4番（高野俊和君） 熊の状況は分かりました。

ロードレースに関しましては、来年も判断がかなり難しくなるだろうと思っております。ただ、今年と同じようにその判断を先延ばし10月までに持ってくると、また同じことになりかねない。同じことになるだろうと考えられます。今月の25日に決算のロードレース実行委員会がありますけれども、その中では確実に来年はどうするのだとか、今から準備するのかとか、そういう色々な質問は絶対飛び交うと思っております。少なくともこちら側としては、町の来年に向けての方向性みたいなものは私の方でも捉えておいて、その質問には答えていきたいなと思っております。相手は熊ですから絶対こうだという結論は出せないのですけれども、例えば、毎年6月に第1回目の実行委員会をやる時位までには、来年の場合は春の状況を見て少し判断する必要があるのではないかなと考えております。その後秋までになりますと、また同じ状況が続くということも考えられますので、経費もかかりますし事務局も大変だろうと思っておりますので、判断を少し早めることが必要なのかなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょう。

○教育長（三浦史洋君） 2回目の質問に対してお答えしたいと思っておりますが、実に本当に判断が難しいところでございます。私どもとしてはまだ議論にはなっておりませんが、開催日というのがスポーツの日、熊の出没状況、これまでの知見がありますので、その時期が多いであろうと予測がつく場合は開催日を変更するというものも審議していかなければならないですし、開催日を決定した募集時期前には決断したいと思うので、議員おっしゃるとおり、6月に判断できれば最高なのですけれども、まだその部分も未確定であります。一番難しいのが最終判断日をいつにするかということだと思いますので、まだこうだというのはございません。

○4番（高野俊和君） 先程、私が質問したのは、最初の判断を春先の熊の状況を見て6月位までにはどうするか判断をする必要があるのではないかという話をしましたけれども、今教育長の答弁

の中で、開催日を例えば、9月、10月にしないで、その前に持ってくる可能性も考えているということだと思えるのですけれども、そういうこともあり得るということですか。第1回目の実行委員会を6月ではなくて、その前に持っていかなければ駄目ということでもありますけれども、その辺も考えて判断をするという説明でよろしいでしょうか。

それと、もう一つなのですけれども、3回目ですから最後なのですけれども、今、どこの地方でも熊の対策には頭を痛めているようで、結構調べてみますと、占冠村とかでも狩猟許可を持つ人員を町の会計年度任用職員として雇用しているとか、千歳市みたいに猟友会の会員を非常勤として町で雇っているとか、色々な市町村がありますし、ガバメントハンターの人件費みたいなものは今国でも少し持ってくれる制度もあるようですけれども、来年以降も続くようですとその辺を古平町も考えていく必要も若干あるのかな。質問が二つ三つになってちょっと答えづらいと思いますけれども、まず、最初の4月、5月位に実行委員会を開いて判断をする必要があるのか、6月、7月、8月位に大会を開催するという考え方も持っているのか。その2点を重点に、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○教育長（三浦史洋君） ただいまのご質問での、後段の部分は私ども教育委員会で答えられないので、前段の部分の6月に実行委員会を通常第1回目開いております。その時に判断ができるのは最高にいいのかなと思っております。自分、1回目で答弁しました開催時期の変更というのは、まだ内部では何も煮詰めていませんが、実際9月下旬から出だしたということの知見から申しても、出だす少し前ということで、自分自身はそんなことで考えたりもしています。例えば、何月と言ってしまうと独り歩きしてしまうので、ちょっとごめんなさい。そんな早い時期ではありません。熊が餌を求め出す前にといいのも皆さんと検討していくべきものだと思っております。それは来週やる第3の実行委員会でもお話ししたいとは思っております。開催日とその前段の最終判断日が重要だと思います。

（何事か言う者あり）

○教育長（三浦史洋君） そうですね。1回目の答弁で言ったように8年度予算に経費計上していきたいと思っております。

（何事か言う者あり）

○教育長（三浦史洋君） はい。開催の予定で色々なものを検討していきたいということです。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 現役世代の拡充についてお尋ねします。

今年も残すところ、後2週間で2025年が終わりますが、今年が2025年問題という1947年から1949年に生まれた、いわゆる団塊世代と呼ばれる人たち約800万人全てが後期高齢者になることで起きる大きな社会問題の年でした。今年、65歳以上の人口が3,500万人に達し、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢社会に突入しました。一方で、止まらない少子化の影響により、その後も若い世代の割合は減り続けていきます。問題の要点は、極端な少子超高齢化によって、高齢者の急増から現役世代の急減へと局面が変わっていくことです。その結果、大量の後期高齢者を支えるために医療や介護の負担増、労働力不足、年金制度への影響など、様々な社会課題

が限界に達しています。古平は、まさに平均寿命の長期化と出生率の低迷で、重心が極めて高い安定を欠いた逆ピラミッド頂点に近い高齢者層が厚い形状の町です。この2025年問題に象徴される現役世代の急減の局面を踏まえ、少子化問題にも大きく関与する現役世代の拡充の重要性について、町長のこの4年間の取組も含め、今後のご所見をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、2025年の問題を踏まえた現役世代の拡充についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、古平町、本当に少子高齢化の先端を走っているような町となっております。この4年間の事業として取り扱ったものとしては地域おこし協力隊事業です。令和7年で4名です。これからも継続してまいりたいと思っております。そして、新規漁業者への支援事業、これも4名の方が受けてございます。創業等支援事業も令和6年から実施しておりますけれども、これらも4件程出てきております。今はございませんけれども、地域就農者の育成総合対策等、事業としては実施しておりますけれども、これらが人口対策につながっていくかといったら、本当に小手先のことかなというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、人口構成比率を三段階に分けて分析してみますと、15歳以下、いわゆる幼少期と、議員おっしゃる16歳から64歳世までの現役世代、65歳以上の高齢者世代と分けてみますと、古平町の場合、幼少期時代の比率が6.2%。これは後志管内でも一番低い状況です。現役世代が48.9%、これも積丹町に次いで、下から二番目で神恵内村と同じ形になります。高齢者世代が44.9%ということです。この現役世代の48.9%、ここが一番ネックになってくるのかなと思うのですが、この部分を考えていきますと、国道229号線沿いの町村、いわゆる漁師まちについては、大体こういった数字になってございます。いかに一次産業が停滞しているかということが窺えますけれども、逆に、山麓の観光地でありますと、この現役世代が50%をはるかに超えた状況ですから、それに伴って幼少期の比率も増えていくということです。そういった観光産業に徹しているところというのは若い世代が入ってきています。そういった中で考えていきますと、私ども漁業の町としては、今、現状を私自身考えてみても、小型漁業の跡継ぎというのはどうなるのだ、一番持続可能な漁業なんてこれから期待できないのではないかと考えております。そういった面では、これから魅力ある漁業づくりといったものを作りながら漁業後継者の育成に努めていかなければならない。今、水産庁のお力添えを頂いて海業の振興にとりかかっているわけでございますけれども、漁業者の収入を増やす、魅力ある何かしら観光と位置付けていくような事業等を取り進めながら、漁業者の後継者作り、企業ですとかを取り入れていく形で進めていかなければ、これからの人口増というのは考えられないと思っております。その辺のまちづくりをこれから進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○9番（佐藤未知時君） 今、町長から、いみじくも年齢三区分別人口の数字がありましたけれども、古平町人口ビジョンという資料があって、人口が1万人あまりいた昭和30年を100として年齢三区分別人口の推移を確認できるわけですが、ちなみに昭和30年は65歳以上の高齢者が5.2%、15歳から64歳までの生産年齢者が58%、15歳未満の年少者が36.8%。理想形の数字だと思うのですが、令和6年の生産年齢者の割合が町長からもありましたけれども48.9%。昭和30年から一割

減だけに留まっているのは少し驚きました。いずれにしても、昭和30年当時の人口が4分の1、高齢者の割合は9倍、年少者の割合は6分の1に激減しました。一方、逆ピラミッド型の人口構造は当然、多子社会とも連動します。失礼な物言いですけれども高齢者はいずれ自然減で減ります。しかし、年少者は生産年齢者の生活が充実しないと増えません。生産年齢者の割合、あるいは生産年齢者の生活水準を高めるには産業と雇用の創出、そして年収増というところに行き着くのではないのでしょうか。生産年齢者の人口と割合の促進について、町の施策と町長のビジョンを改めてお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 今、佐藤議員がおっしゃったとおり、産業振興なくして人口増というのは考えられないと思っております。先程申し上げましたように、漁業者の後継者の育成、こういったものが非常に大事になってくるのかなと思っております。できれば企業誘致等も考えたいところですけれども、地理的にもなかなか難しい問題もあるかなと思います。そういった話があればどんどん進めていきたいなと思っております。先程申し上げていましたように、後志でも山麓の観光地帯は現役世代が主になってきているという現状もございますので、幼少の年齢層も増えてくるという、結果的にはいい形になっているのかなと思っております。また一方、この間外国人の登録者の方が北海道新聞に掲載されておりましたけれども、赤井川村などで見ますと、30%以上、40%かな、かなり混合比率で外国人も入ってきています。それがいいかどうかは別としまして、今の水産加工ですとか、漁業者でもそういった外国人も入ってきています。まず人口増やすということであれば、そういったことも必要なかなと思っております。

○9番（佐藤未知時君） 先の参議院予算委員会で、もし5兆円の永久恒久財源があったら何に使いたいのかという質問に対して、高市総理は食料品の消費税を無税にしたいと答えました。そこで、成田町長、規模は小さいですが、もし自治体の判断で自由に使える恒久的な財源5億円があった場合、1子育てや教育に手厚い町政。2安心して人生を全うできる福祉のまちを目指す。3生産年齢層の拡充を積極的に後押しする施策。人の条件がどれか一つを選ばなければならないとしたら、成田町長はどの施策に一挙投入しますか、その理由もお聞かせください。ファンタジーのような仮の質問にはお答えにくいかもしれませんが、これこそ成田町長の政治信条を垣間見られる問いだと思いますので、ぜひお答えお願いいたします。

○町長（成田昭彦君） 自治体の長としては、今議員おっしゃる三つというのは全て進めていかなければならないことですので、それに順位優先をつけるということはこの場では控えさせていただきます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） 町長に二点程、質問いたします。

平田牧場についてということで、先日、山形県の平田牧場本社を訪れたということですが、どのような要件で、どのようなお話をされたのでしょうか。話の内容をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

平田牧場についてでございますけれども、私も恥ずかしい話なのですが、平田牧場が古平に牧場持っていて、その内容というのを把握してございませんでした。そういったことも含めて、担当事業部長と以前に電話でお話しした時に、古平町で平田牧場がやっている金華豚という豚なのですけれども、これが酒田市の牧場の生命線なのだということを聞かれまして、そういったこともありまして、平田牧場にうちの職員と一緒に行ったのですけれども、今、平田牧場では循環型農業というものを推進しておるのでございますけれども、古平牧場で発生した堆肥を活用するために古平町内での農業展開をしていきたいというお話を聞いたものですから、それであれば、うちの農業の現状、農地の状況等についての確認や平田牧場の将来構想等も聞きたいということで、意見交換のために職員と一緒に行ってまいりました。

○1番（工藤澄男君） 例えば、堆肥を利用して古平の農業に使うとか、実際に本社の方の話は別として、古平の牧場の方は従業員が増えているのです。それが若い女性の方が4名程わざわざ働きたいということで来ているようで、山形県からも古平で働きたいということで来ている女性もいるらしいのです。実際に、古平のまちばかりではなくて地方からも働きに来ている人がいるものですから、もう少し違う面から町と平田牧場と話しをして、例えば、もうちょっと施設を大きくして、大げさに言えば全道の肉を賄えるのだよという位のことを町としても何か話し合える余地はないのでしょうか。その辺どうですか。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるとおり、今、女性が興味持って、平田牧場の方にもそういった職員が仙台と本社からも来ている形でやっております。本当に申し訳ないなと思ったのは、牧場が古平にあるのに私どもも理解しなかった、そういう繋がりが何もなかったというのが現状でございます。今来た女性従業員も古平に住まないで、余市、積丹に住んでいる。部長と話した時もそういったものが古平町にあれば住みたかったのになあという話をしていました。これからはその辺も含めて、平田牧場と密に連携を取り合いながら進めていければと思います。この間、本社に伺った時に、わざわざ社長さんなども来てくれて色々お話ししたのですけれども、元々、平田牧場自体が生活クラブ生協との付き合い等もありまして、古平町でそういった農業を展開するというのであれば、地元の間でも採用した形でやりたいような話をしていましたので、これはぜひ前向きに進めながら平田牧場と連携して進めていきたいなと思っております。その罪滅ぼしではないのですけれども、部長の方にはそういうことであれば、従業員の顔も知らないものですから、ぜひ古平町で懇談でもしましようということでお話ししています。そういった中でこれからは進めてまいりたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 大体、町長の考えは分かりました。今言われたように、例えば、折角来てくれていても古平には住んでいない。実際に男性の職員でも地方から来ている。なるべく古平で仕事をするのだったら古平で住めるような環境を町としても考えてやったらいいのではないかと思う

のです。実際に女性方が入るためにトイレだとか脱衣場とかを新しくきちっとしたものをわざわざ造っているのです。平田牧場そのものはそのようにしているので、折角働きに来てくれている職員たちが古平で安心して暮らせるような体制をこれから町長に考えていただきたいというのが私の希望です。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。これから本当に平田牧場、町の一つの産業として進めていかなければならないと思っていますので、情報交換しながら進めてまいりたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 次に、泊原発の再稼働についてということで、近隣4町村が賛成して道の知事も容認いたしましたけれども、地震などで原発に被害があったり国道が土砂災害に遭った場合、どのような避難方法を考えているのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 泊原発の再稼働についてでございますけれども、原子力火災の発生当初は、屋内避難が基本となりますので、まずは、その周知を行うこととなります。その後事態が悪化してきて一時移転が必要となった場合でございますけれども、そうした場合小樽市への避難ということとなりますので、国道を利用して余市町に出ることとなります。もし、古平・余市間で土砂崩れ等があった場合には、小規模であれば開発局の方で対応して通行可能となるのかなと思っておりますけれども、大規模な場合、そういった処理ができない場合については、空路、あるいは海路で避難するという方法となります。

○1番（工藤澄男君） 例えば、大きな地震があったり災害があった場合、神恵内から古平、古平から余市間の国道は、崖が非常に危険な状態で私が子どもの頃から雪崩の名所でありました。今でもこの前トンネルが落ちたようなことがないとも限りません。国道から逃げるとするのは非常に困難な場合が出てくると思うのです。ただ、北電の方でもたまたま私のところへ顔を出してくれるのですけれども、この災害の話になるとちょっと濁らすのです。再稼働の話だけは真面目にやっていくのですけれども、実際にこういうところを心配しているのだよと言えば、今それちょっと考えていますのでという程度なのです。町長も、ただ向こうのお金をいっぱいもらっている4町村の尻馬に乗ると言ったらおかしいですけれども、そういうのでなくして、古平町の場合は泊村の方から直接来る風の加減が一番悪い場所なのです。もうちょっと私は北電の方に強く出て、例えば補助もうちょっと出して、こういう場合にはこういうふうにして逃げるからこの位の金は用意しろという位のことを言っても私はいいのではないかと考えているのです。どうですか、町長。

○町長（成田昭彦君） 今、原発の周辺自治体、今までは4町村でしたけれども、その部分では原発の半径が10キロ圏内から30キロ。ですから16町村が入ったわけですが、これから多分、国の方で指針が示されると思っておりますけれども、補助率等も今の4町村に匹敵するような形の補助等が考えられます。今、私ども期成会で道の方にも余市までのバイパス道路を要望してございますけれども、それについてもその辺を活用した中で、今の泊から共和に抜ける道路、道道ができましたけれども、ああいう形でできるものであればそういったものをこれからは求めていきたい。浜に面した道路というのは津波等もございまして、何とかそういったものをこれから強く要望していければなと思っております。

○1番（工藤澄男君） 今朝ニュースを見ていましたら、札幌市長もこの避難について色々語っておりまして、あの方は札幌市だけではなく近隣のこともおっしゃっていましたが、北海道知事とはちょっとニュアンスが違っていたように思っているのです。その避難に対して、非常に深刻に受け止めているような感じだったのです。町長、今度北電さんと会うようなことがあったら、避難に対してはやはり住民のために。ただ、普通の地震があつて高いところへ逃げるのだよというようなものであればいいのですけれども、実際に北電で事故が起きたら即生命に関わりますので、その点も含めて、これからも北電さんとしっかりとした話合いを持って進んでいってほしいと思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 北電側とは定期的に打合せをしておりますので、万が一の場合のそういった話はこれからも進めてまいりたいと思っております

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） まず初めに、この度青森県で発生いたしました地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。続きまして、質問に際してですが、住まいの基盤が整うと暮らし全体が整うと昔から言われていますが、住宅の下水道はまさにその根っこの部分だと感じています。古平町では老朽化が進んでいる地域もあり、住民の方から将来どのように整備が進むのか知りたいとのお声も聞いておりまして、先日、建設水道課の方に連絡しまして聞きましたら、共有開始から今21年8か月経っていて、全体で令和6年末で265世帯が下水道につながっているというお話を伺いました。町として、住宅地域の下水道整備を今後どのような方針で進めていくのかお聞かせいただきたいので、質問させていただきます。

古平町では人口減少と住宅の老朽化が同時に進む中、住宅地の下水道整備を今後どのように進めていくのかが大きな課題だと考えています。特に、個人宅の排水設備の更新時期が重なりつつあり、住民からも費用負担や今後の維持管理の見通しについて不安の声が届いています。住宅地の下水道の老朽化状況と今後の計画的な更新・修繕方針、また、町として住民負担をどの程度見込み、どのような支援策を検討しているのか、現時点でのお考えを伺います。お願いします。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

古平町の下水道整備の進め方についてでございますけれども、非常に下水道の加入率が低いというのが現状でございます。まずは加入促進に向けてこれから進めていかなければならないのかなと思っております。議員おっしゃるように、古平町の下水道は供用開始から20年余り過ぎてございませぬけれども、個人宅に引っ張る配水管は塩ビ管なのですけれども、塩ビ管の耐用年数というのは50年以上ございます。今段階で個人のそういった老朽化というのは心配ないと考えてございます。多分、議員おっしゃるのは、トイレとかのことかなと思うのですけれども、それらにつきましては個人財産であるという観点からいきますと、町の方ではそういったものに対する助成ということは考えてございません。

○7番（堀澤理恵君） 私もそこが一番心配だったのですけれども、大都会に行っても山の方に住んでいたりとかすると、下水につながってなくて浄化槽の家はたくさんあると聞きます。古平町で現に私の家も下水道管から結構距離もあつて、まだ引いていない状態なのですけれども、佐藤議員

の答弁のところでもお聞きしたように、高齢者が増えている時代ですから、新たにという方は増えてこないと思うのです。今助成金は考えてないとおっしゃったのですけれども、今後、もし5億円ではなくても何か補助が出た時に、個人宅の財産だとはいえ、マンホールも50年とかと言われていきますけれども、そういったところをちょっとでもお考えになっていただけないかなというところをお聞きしたいです。

○町長（成田昭彦君） 私、先程申し上げました、既存の下水道埋設しているところについてはそういうことでございますけれども、これから下水道を取り付ける場合には、そういった補助制度もございますので、それらを活用していただければと思います。

○7番（堀澤理恵君） だとしましたら、今後、住民の皆様が情報が見えていくように、計画の進捗とか整備の流れとか定期的に共有していただけると、より暮らしの見通しが立てやすくなると思っています。町として、住民への説明の機会や情報発信の方法について、どのようにお考えか伺わせていただいて、住宅の下水道は暮らしやすさの基本だと思っておりますので、ぜひ、この議会で計画案をご提示いただけるように、次の議会でもいいですからお願いしたいなと思います。

○町長（成田昭彦君） 補助事業としては色々やっておりますけれども、まず、古平町のリフォーム補助でもございますし、新規に下水道接続工事する場合は補助対象工事の40%、上限40万円ですけれどもそういった補助制度もございますので、下水道の加入者促進のためにも、そういった情報発信はこれからもこういった補助制度ありますよというようなことは進めてまいりたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ぜひ、見えるように情報発信していただければと思います。

次に行きます。お米は昔から暮らしの真ん中にあるものと言われてきました。私も体を壊してお酒を飲めなくなってからはすっかり三食お米です。食卓を支えるこの大切な主食について、最近、道内でもおこめ券などの物価高騰対策を活用して、ご家庭の食卓を支える取組が少しずつ広がっています。しかしながら、国が関与しないとはいえ、期限付おこめ券の発行には自治体離れも報道されています。古平町でも子育て世帯をはじめ、日々の食事を大切にされているご家庭が多いと感じています。国のおこめ券事業が一応は広がりを見せております。既に役場の職員からもお聞きしておりますが、古平町としてこの制度の活用や導入について聞かせていただきたく質問させていただきます。物価高騰が長期化する中、北海道内ではおこめ券などを活用し、子育て世帯や生活者の負担軽減を図る自治体も増えています。古平町でも学校給食費の無償化など子育て支援に力を入れていますが、主食である米の価格変動は家庭に直結する問題です。こうした状況を踏まえ、町としておこめ券の導入やそれに代わる食の支援策を検討しているのか。また、その必要性をどのようにとらえているのか、現時点の方針を伺います。よろしく申し上げます。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員のおこめ券について、古平町としての方向性についてのご質問でございますけれども、朝方、行政報告でも申し上げましたけれども、今朝、私の下に古平町への交付決定額が届きました。7,700万円程来るわけでございますけれども、活用方法についてはこの後庁舎内でまた検討しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、私自身、おこめ券に限ってやるということは考えてございません。今の物価高騰等を考えてみれば、おこめ券も買える地域の

活性化も考えなければならないということで、おこめ券に代わるものとしては地域振興券みたいなものを発行すればおこめ券だけではなくその他にも使える。そして今、何ととっても大事なものは現金給付というのが一番手っ取り早いのかなと思っております。それと、今の物価高騰で事業者の燃料の高騰の部分等にも対応していかなければならないので、今のこの交付金を町民にいかに有効に行き渡ったらいのかを内部で検討しながら、年内に開催される臨時議会に提案したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（堀澤理恵君） 確かにそういう方向に向いていってほしいなどは思っておりますが、今現金でとおっしゃいましたけれども、今朝のニュースでも流れておりましたが、結構経費がかかるのです。おこめ券とか色々なチケットとかにすると20何%も経費がかかるというのをやっておりました。高市総理も1万円プラス3,000円とかというお話もされておりましたので、先程、臨時議会とおっしゃいましたので、ぜひ早急にやってほしいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 答弁はいいですか。

○7番（堀澤理恵君） はい。

○議長（堀 清君） それでは暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時07分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 政府の経済対策についてということで、質問させていただきます。

政府の経済対策で農水大臣が拘っていると報道がなされている、いわゆるおこめ券配布について、各自治体によっては地域クーポンを使用するか、おこめ券を使わないとか、色々な方法が考えられているようですが、古平町の方針はどのように考えているか、現在お答えできる範囲で構わないので伺います。これにつきましては質問がかぶっているのも、もし少し違うことが言えることがあればお願いしたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

政府の経済対策についてでございますけれども、先程の堀澤議員の質問でもお答えしたとおり、おこめ券の配布ということは考えてございません。今の物価高騰等の食料品全般の支援について、現金でありますとか商品券で対応した方が町民としても使いやすいのかなと思っております。

○6番（梅野史朗君） おこめ券を使わないで食料品全般で使えるような地域クーポン、あるいは現金という答弁でございます。これについての考え方として、俗に言われるおこめ券だと12%程の経費がかかります。それを考えた場合に現金、あるいは地域クーポンを使った場合には、おこめ券は500円で440円であるけれども、クーポンや現金の場合は500円が500円で町民に届くという考えの下での判断ということによろしいでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まだ決定したわけではございません。これから素案が出るわけでございますけれども、500円を500円使えるという形で進めていくのがベターなのかなと思っております。

○6番（梅野史朗君） 500円を500円使えるようにすることについては私も非常に賛成です。もし、町長がおこめ券を配ると言ったら反対しようかなと思っていたところでございます。他町村におきましては、今回のこの政府の経済対策に代わりまして、自分のところでもある程度出して低所得者層にプラスして配るといようなことをやっているところもあると聞いております。古平町についてはそのようなことを検討する余地はあるでしょうか。

○町長（成田昭彦君） この物価高騰については低所得者も高所得者もないと思っておりますので、私は一律した考え方で進めた方がベターなのかなと思っております。

○議長（堀 清君） あるのであればいいよ。

○6番（梅野史朗君） 大丈夫です。

○議長（堀 清君） 大丈夫ですか、はい。

次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 一週間前、12月8日深夜に北海道内を大きく長い横揺れ、青森県東北沖を震源とするマグニチュード7.5の大きな地震があり、津波警報・注意報が出されましたことを踏まえまして質問いたします。

深夜に地震が発生した場合の対応についてということで、まず一点目、深夜に地震が発生した場合、町としてはどのような判断をし、どのような対応をなされるのでしょうか、お伺いします。

二点目、津波警報・注意報が出された場合避難する車で渋滞が発生すると思われれます。渋滞の原因とその対策を練っておく必要があると思えます。いかがお考えでしょうか。

三点目、冬季の避難の場合暖を取ることが重要です。各避難所のストーブなどの暖を取る対策はどうなっておりますか。

四点目、防災無線での日頃からの注意喚起をしていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

以上、お願いします。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

深夜に地震が発生した場合の対応についてでございますけれども、まず、深夜に起こった場合は、その災害の種類や規模で配備体制等が相当ありますので、今回は議員おっしゃった青森の関係で申し上げますと、12月8日、まさに深夜といえますか、午後11時15分地震が発生しました。この時間帯ですと勤務時間外です。職員は、まず地震情報自ら入手します。その地震が規模によって三段階あって、震度3の場合は管理職を含めた一、二名の職員が自主的に役場に参集することになっております。対応につきましては、震度3の場合は地震情報の収集と次の段階を想定した体制づくりとなっていますので、今回はその状態に留まっておりますけれども、これがまたその段階になったら職員の半分が集まって、三段階になったら全員集まって情報収集だけではなく高齢者世帯ですとかの対応と決まっております。マニュアルに従って動くという体制になってございます。

渋滞の原因とその対策を練っておく必要があるではないかということでございますけれども、避

難については徒歩で避難することが基本でございます。防災ハンドブックにも記載しておりますけれども、徒歩が基本だということを町民も忘れている方もおると思いますので、来年度、令和8年度において、避難場所の見直しを含めた説明会も予定しておりますので、その際に再度また周知してまいりたいと考えてございます。

暖を取る対策はどうなっていますかということでございますけれども、この複合施設、小学校、沖住民センターには自家用発電機が備わっておりますので、数日は大丈夫なものと考えてございます。その他の避難所につきましては、停電した場合に簡易ストーブで対応しなければならないと思っております。今それに必要な台数が大体40基、防災計画の中で予定してございますけれども、まだ10基程度の備蓄になってございますので、40基の目標までにはあと数年かかるのかなと思っておりますけれども、そういった中での避難体制・暖を取るといったものに対応してまいりたいと考えております。

防災無線での注意喚起の必要性についてでございますけれども、防災無線の定時放送については一斉放送になりますので、避難については地区によって異なることが考えられますので、一斉放送で却って混乱を招くということも考えられますので、防災無線での周知は考えておりません。ただ、先程も申し上げましたけれども、来年度はそういった説明会を予定しておりますので、その際にもう一回周知してまいりたいと考えてございます。それと併せて、防災ハンドブックの活用を徹底していかなければならないのかなと考えております。

**○3番（中村光広君）** まず一点目、古平も8日の深夜、時間でいえば夜の11時15分位に震度3の大きなちょっと長い揺れがありました。私の場合で言いますと、そろそろ寝ようかなと寝床についたところで急に携帯電話が異常な音を発しまして、それで何事が起こったのだと見たら北海道の方で大きな地震があった。それがあってから5秒か、もうちょっとあったか、時間置いてから揺れ出しました。すごく早くそういう情報来たのだなという感覚です。揺れ始めたら結構、感覚でいうと長い大きな揺れで、これは逃げないといけないのかなと考えておまして、とにかく情報を得ようと思ひまして、携帯電話を見たところ青森県沖なので太平洋沖で大きな地震があった。古平は漁村ですので津波が一番心配だったので津波は来ないな。古平町は震度3と出ていたので逃げる体制はとっていたのですが逃げなくてもいいのかな。そうしたうちに地震が止まりまして、大きな揺れだったので心配でしばらく情報を見たりして30分以上起きて情報を得ていました。どうすればいいのかなと思ひましたけれども、町の方から何も連絡もないしそのまま寝たのです。そうした私どもの状況ではありました。翌日、近所の方々が申すには、揺れたのだけでもちょっと大きな揺れでどうすればいいのか分からなかったとか、ちょっと長かったけれども布団の中で揺れるのを待っていたら止まったのでそのまま寝てしまったとか、こういう時に後から震度3と分かったのだけれども、震度4・5とかなると、町の方でも大きな防災組織を立ち上げなければいけないと思うのですけれども、こういう震度3の時に、まず町の方としてはどう動いていたのだろうかという疑問が町民にありまして、ちょっと質問してみた次第です。具体的にホームページ等で防災マニュアルとかに詳しく結構凄い分量で書かれておまして、震度3の場合は、先程町長言われたように関係ある少人数が集まって体制をとるとということが書かれておりましたので、そういう体制で動いたのだなと思

いましたが、実際、この度の8日の深夜の場合、町の方は町長を中心にしてどのように動いたのか具体的に教えてほしいです。どの辺りが役場に集まってどのような対応をとったのかといったところをお伺いしたいなと思います。

二点目、この辺で言いますと津波というのが一番重要な部分になってきますので、津波の警報が出た場合には逃げ遅れれば津波に飲み込まれますので、とにかく一分一秒争うと思うのです。そういう場合、住民の方たちはとにかく同じ時間帯に一斉に逃げると思います。当然、普通に考えても、冬場ですから高齢の方もいらっしゃいますし、障がいのある方もいらっしゃいますし、寒いですし、歩いて行くのはちょっと避難するのは難しいなということで、おそらく100人いれば100人近く車ある方は車で移動するというのが通常だと思います。必ず渋滞が発生すると思うのです。今回の新聞情報でも青森の方でもかなり渋滞が発生しております。渋滞が発生した場合に津波に飲み込まれて災害に遭うという可能性が大いにしてありますので、そういった時の渋滞になる原因とか、そういった対応を少し練っておく必要があるのではないかなと思います。その点についてももう一度お伺いしたいと思います。

三点目、とにかく冬季の場合は寒いので暖を取る必要があると思います。特に津波発生の場合は皆さん高台目指しますよね。古平町でいうと避難場所というのは17か所指定されています。そのうちの高台という、れいめいの里、いこいの家、かなえーる、古平小学校、ほほえみくらす、ふるびら温泉の6か所です。もし、通常地震だったらあちこち避難するのだろうけれども、津波というとき皆、高台に集まるということが考えられます。冬季の場合、高台に行った時に暖が取れないと非常に寒くて、特に高齢者は堪えると思われます。町の備蓄の状況を調べたところ、暖を取れるものとして令和6年11月1日時点では、灯油のストーブが先程町長言われたように10基、電気ストーブはなし、毛布は360、段ボールベッドが100、パーテーションが50となっていて、高台だけに絞っても6か所あるわけですから、ここに石油ストーブ10基だとちょっと暖取れないので、電気がなくても使える石油ストーブというものは1か所に2、3個位は必要だとは思っていますので、先程40基揃えるのに数年かかると言われていましたけれども、高台にある場所についてだけでも早急に電気なしでも使えるようなストーブを準備する必要があるのではないかなと思います。その点いかがでしょうか。

次が四点目、防災無線での日頃からの注意喚起をしていく必要ということで、先程町長の方から説明会とか、防災ハンドブックを利用するということが申し上げられました。防災無線を毎日聞いていますと消防の火事に関する喚起というのは結構頻繁にかかります。日本海側でも数年後か何十年後か分かりませんが、留萌沖でかなりの大きな地震が発生するという予想が出ています。日頃から住民の方たちに、例えば、逃げる時にこういったものをザックに入れておいたらいいですよとかといったような情報を注意喚起として意識づけのために流しておけば、いざ地震が起きた時に手に物を何も持たないで時間ないので逃げることがありますので、手元に最小限必要なものでも置いておいた方がいいというような情報というのは意識づけのためにも防災無線で流してもらえたらなと思います。いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まず一点目の、今回の青森の地震での職員の対応でございますけれども、

先程申したとおり、震度3であれば各課管理職含めて一、二名の職員が参集することになってございます。今回の場合は19名の職員が参集しました、その中で情報を確認しながら、太平洋側に集中して日本海側にはそういった注意報は出ませんでした。職員としては地震直後から集まって午前1時に解散してございます。その後担当の防災の担当の方だけ残りまして、気象庁の方と連絡を取り合いまして大丈夫だということを確認して午前2時に解散しております。災害の状況によって集まる職員も決まってくるので、その都度対応してございます。

二点目の徒歩でございますけれども、先程議員おっしゃる坂もありますけれども徒歩の方が早い。例えば、車で行っても避難場所に車を置けないようなところもあります。港町などであれば崖っ縁ですので車は置けない状況もありまして、なるべく徒歩でということを進めております。

三点目の暖を取る部分で、確かに議員おっしゃるように、今40基必要する中10基しか用意していないということです。これ、地域づくり交付金という交付金の中で備蓄品を備えているのです。ずっと毎年来ますので、それを活用した中で防災備品を用意する形でやっています。優先しなければならないものは優先してやりますけれども、今はそういった状況で進めております。

防災無線については、先程申し上げたとおり、災害によって避難がどういう形になるかということがございます。ただ、こういったことがありましたということを防災無線で流すというのにも必要かなと思いますけれども、逆に、深夜にそういった防災無線を流すと町民がパニックになってしまうおそれもありますので、その辺を考慮しながら、ケースバイケースで進めていければなと思います。

○3番（中村光広君） 一点目は分かりました。

二点目の、道路が渋滞するという点ですけれども、町長が言われる徒歩で避難するというのが基本だというのは分かります。ただ、冬の夜中、そういう時に徒歩で高齢者とかに行ってくれと言っても、行政が思うことと住民が避難することはギャップがあるというか、ズレがあると思います。行政は徒歩が基本だと考えていても、いざそういう場面になったら、人間、特に高齢、あるいは若くても、あるいは身内の方が何人もいらっしゃる場合は車で移動すると思います。そういったことを考えて対応を考えておいた方がいいのではないかと思います。特に、太い国道に入るまでの細い道から国道の太い道路に出るところでおそらく渋滞になるということを私は考えます。個別に災害が起こる前に、個別にお宅はこのコースを通過してくださいと、コースを決めておくというのかな、細かく対応しないと、いざとなった場合は必ず渋滞になりますので、そういったことを考えて少し対応とっていただければなと思いますが、その点どのようにお考えになるのか、もう一度お願いします。

三点目は、これもいいです。冬の暖というのが重要ですので10台ではちょっと足りませんので、早急な対応をお願いしたいと思います。

四点目、防災無線という折角いいものがあるのですから、先程町長は夜中にそういった防災無線で全戸で流すとパニックを起こされるというようなこともあると言われました。それはそうですが、このような今回の11時という深夜に起こっても、震度3というか私の感覚ではもうちょっと大きいかな。結構長かったですし、この位の地震だと皆さん目覚めて、さてどうしようか、大きい揺れ来

たけどどうしようかと、ほとんど寝ている方はいないと思います。情報を得るために10分、20分、30分、1時間起きてテレビなりラジオなり携帯なり見て、どういうふうに対応しようかなと考えていて、町の方からは何の連絡もないし、翌日になっても昨日の地震はこうでしたとかそういう情報も何も町の方からはない。近所の方が申すには、私どうすれば…。寝ていいものかどういふふうに対応していいのかわからないわと回答する方が何人かおられました。あの位の地震があった場合には、皆目覚めて起きていますので、防災無線で今回の地震は太平洋側の地震で古平3で津波の心配はありませんという一言あれば、皆さん安心して寝られるのではないかなと思った次第であります。その点もう一度答弁お願いします。

○町長（成田昭彦君） 先程申し上げましたように、三段階に分かれていますと申しました。今回の場合は震度3ということで職員も集まるのもそれ位。第二段階になると、今度はそういった要援護者・要支援者については、職員が家を回るといったこともありますので、要支援者についてはそういった形での対応となってきますので、ケースバイケースで対応するというところでございます。

ストーブについては、なるべく早くそういった備品を備えていかなければならないのかなというふうには思っております。

今回、その後防災無線を流さないというのは、例えば、11時15分に起きた。私どもが確認するのも、12時、1時位になってしまうわけです。絶対安心だということになると、地震発生から2時間も3時間も経ってから今の地震は心配ありませんというのは果たしてそう流すのがいいのか。震度3で危険性があればすぐに私どもも対応します。今回の場合はそういったことを確認した段階で、それは終了したということです。例えば、11時15分に起きたものがそれから収まっていて、1時に今度は防災無線を流すというのなかなか難しいものですから、その辺の連絡も来年の説明会あたりでして行って、住民の理解を得ていければいいのかなと思っておりますので、そういったことでご理解願えればなと思います。

○議長（堀 清君） 最後になります。真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、4件について質問します。

まず、町内在住の外国人と町民の交流についてという件名で出しました。この件を取り上げたきっかけになったのは、今年夏に行われた参議院選挙にあたりまして、他の民族に対する差別的な言動を拡散させて有権者を扇動して大きな選挙戦のテーマになってしまったということがありまして、色々その後、これらの拡散されたデマ等について調べている最中なのです。それはそれとして、一体、町内における外国人の実態はどうなのか。デマの主な内容は外国人が税金の面でも医療の面でもいい思いをしているということです。古平町の実態を調べましたら、全くその心配はないということが分かりました。町内在住の外国人は水産加工関係で現時点で水産加工関係が48人、漁業に携わる外国人が7名、外国語指導助手として町の一端を担っていますけれども1名ということで、60名近い方たちが住んでいらっしゃいます。皆さん事業所で働いて、その中で税金やら医療保険料などを支払って行って何も問題がないという実態でございます。これらの外国人が古平町で働くにあたって、ある面、準公的な機関を通していらっしゃっているということです。在留期間も当初三年でしたか。今は五年になっているのですかね。こういう外国人労働者がスタートしてから、現時

点で約十五年程経っています。古平でもそういう実績となっています。ベトナムの方、中国の方、インドネシアの方、国別にはっきりしているわけなのですが、当初は単なる人出不足の対象としての労働者という扱いでしたけれども、政府の方も道の方も考え方を進めまして、外国人労働者なくして地域の産業が成り立たないという認識に立って、家族も含めた地域との交流というのがこれから重視しなければならないという方針を立てております。北海道庁でもそういう方針の下に各自治体の様子を調べるなりして、行政の窓口やら色々な活動している実態を調べるなどして、これからの方策にあてがわれようとしています。古平町においては、私も眺めていますと、当初古平町の加工場の労働者は中国からでございました。各加工場の関係者でママさんコーラスに関わっている方が見受けられて、外国人労働者の方をママさんコーラス活動に誘って文化祭で発表するなどという動きは見かけられたのですが、現在は高齢化もありまして、ママさんコーラスの活動も休止して外国人労働者との文化的な交流というのは見られなくなりました。実際にそれで本当に古平町としてはいいのだろうか。各工場から流れてくる声は日本人よりも外国人労働者の方が多いとか、外国人労働者なくして加工場の経営は成り立たないという声が聞こえています。古平町の町民として住民税を頂いているわけですから町民と同じ扱いになるわけなのですが、来ていらっしやる中国人にしても、ベトナム人にしても、インドネシア人にしても、私自身言葉が分かりません。言葉を知り合うという文化的な第一歩からないということ自体が、町民と外国人との間を隔てているのではないかという気がいたします。国・道の動きに合わせて、古平町もこれから交流を活発に広げていく必要があるのではないかと考えているのですが、町長のお考えを伺います。

**○教育長（三浦史洋君）** 真貝議員の一般質問にお答えをします。

質問の中で文化交流を中心にとということがありましたので、私の方で作成してございます。教育委員会所管の事業がございまして、町内在住の外国人の方と町民の交流ということで答えていきたいと思っております。

まず、二十歳を祝う会がございまして、二年位前に加工場の人からお電話ありまして、働いている外国人の方を出していいのかということで、いいですよと受入れてございます。当時、令和6年二十歳を祝う会に2名参加しております。今年の1月にも2名参加しております。来年は1名参加ということで、二十歳になる部分で参加してございます。二十歳を祝う会は日本の伝統文化の一つだと思っておりますので、参加して、懇親会にも子ども方も一緒に出て過ごしてございます。

それと同じく、1月に書初め大会でございます。小学生・中学生を対象にしてございますが、これも、もし可能だったら外国人の方にも事業者を通してご紹介しております。書初めなかなか楽しいと思うのです。一度もやったことない、大きな半紙に書いて持って帰るのもいいものかなとイメージしてございます。

また、今ALTが英会話教室をやっております。今週金曜日で終わりなのですが、そういう形で出られるのも良いのかと考えてございます。より多くの外国人の方に参加できるように、事業者さんを通して声かけなどを行っていきたくと考えております。

**○5番（真貝政昭君）** 今答弁にあった単発的なものではなくて、これから外国から来て町内で町民として生活していく上で、もっと町内に溶け込むような触れ合いです。そういうものを広げてい

って、長く古平で働いていただけるような環境づくりというのが国・道の考え方なのです。かつて、ナホトカから小樽に観光船が入って、古平で一席を設けて議員や町職員、特別職などが席を設けて、ロシアの文化の歌と踊りが中心でしたけれども、そういうものを発表したりする交流の場がありました。これも単発的なことでしたけれども、そうではなくて、日常生活においてもっと外国の方たちがこの古平町で生活していく環境づくりをもっと身近なものに、町民ともっと近くで触れ合うような形の環境づくりというものが求められていくのではないかということなのです。考えてみても、我々の子どもが外国に単身で行った場合、よくホームシックになるという場合がありますよね。故安倍元総理が学生時代単身で留学してホームシックで電話をかけまくって親に呼び戻されたという話もありますけれども、若い外国の青年が異国の地に来てホームシックにならないはずがないのです。そういう面で交流をもっと広く身近なものにしていく取組が必要だということを言っているのです。

○町長（成田昭彦君） その間には事業主の考え方もございますし、その辺を考慮しながら進めていかなければならないのかなと思っております。先般、国際交流の会長さんとお話させていただいたのですけれども、その時に今のうちの外国人の事をちょっと話題にしたのですけれども、そうしたら国際交流をやっている趣旨とはちょっと異なるので、今の段階ではそういったことは考えていませんけれども、これからそういう付き合いがあれば、そういったことも考えていけたらいいですねというような意見もございました。その辺を見ながら、事業主とも話しながら進めてまいりたいと思います。例えば、事業主から外国人が町外へ買物に行きたいなどという時は町のマイクロバスを提供したりしておりますので、これからも事業主とも話を聞きながら進めていければいいのかなというふうに考えております。

○5番（真貝政昭君） 事業主の協力なしには進まないものだと考えています。古平町の今年度の出生数は3名なのです。毎年の出生数を調べていますけれども、両手以上だったのが両手ではなくて片手以下の実態が進んで、古平の加工だとか漁業を支える働き手が町内では賄い切れません。近隣の町村からも同じような実態なので賄えない。外国人労働者なしにはこの町の産業は成り立たないという実態を踏まえて、ぜひ取り組んでいただききたい。付け加えて言うならば、一部の方たちの生活を垣間見るだけなのですけれども、我々は家庭菜園をやりますけれども彼らは玄関前でプランター栽培をやっているのです。家庭菜園をやるような畑が確保されていないというのがあります。日常生活で何かしらの趣味だとか、そういうものを町民と同じような環境を作ってあげるといっても一つの方策ではないかと考えていますので、一例ですけれども申し述べておきます。

次に行きます。二つ目は夜間の救急搬送なのですけれども、古平町の入院ベッドがなくなってから久しくなります。元の本間町長時代に恵尚会が来ていただいて一時対応できましたけれども、途中から介護ベッドに変えてから救急搬送の対象の診療所ではなくなったし、救急搬送された場合、町外に搬送されるというのが日常的になりました。国の医療実態を見ますと、入院ベッドをこの古平で確保するのは極めて困難な状態になっている現在、夜間、町外に救急搬送された場合、足を持たない家庭、家族がいない場合は特にそうですけれども、病院の処置次第で帰らなさいと言われた場合タクシーで帰ってくることもしかできない。これについてどうするのだと前任の町長に質問した

ら救急車で帰ってこいという答弁でした。実態も分からない、救急の常識も分からない答弁ということで、議論の継続が困難な状態になりました。前にも議会で事例を述べたことがあるのですが、昼間に救急搬送を依頼したところ、高齢の方でしたけれども町外に運ばれるのを拒んだというケースがありました。帰りの費用のことも含めて心配だということが想定された事例でしたけれども、夜間救急搬送された場合の交通費の手当について真剣に考えるべきではないかということで取り上げました。

○町長（成田昭彦君） 夜間の救急搬送についてでございますけれども、一次医療として町立診療所海のまちクリニックの開設により安定した提供を行っているのかなと思っております。また、二次医療、救急医療につきましては、日中・夜間にかかわらず余市協会病院へ救急車で搬送を基本として対応しているところでございますけれども、今までも余市協会病院に対しては、救急患者の環境下における対応について考慮していただけるよう申入れているところでございます。今回の補正でもありましたけれども、協会病院での補助が2,500万円から3,500万円という形になってきておまして、夜間の救急車における安心・安全のために必要に応じて安否確認を含めた入院治療の検討をこれからもお願いしてまいりたいと考えておりますので、現段階ではタクシーですとか、そういった補助制度は考えてございません。

○5番（真貝政昭君） 独り暮らしの高齢者にとっても、独り暮らしで家族が遠くで暮らしている方にとっても、救急搬送の夜間の対応については不安なことであることには変わりはありません。今私が申し述べたような不安というのはこれからも付きまとうわけですから、課題の一つとして持っていたきたいと思います。

次に行きます。海のまちクリニックへの患者送迎についてなのですが、沢江の高齢の方です。タクシーを頼んでもすぐに来られない、いつ来るか分からない、海のまちクリニックに行きたいけれども足が弱っていてどうしたらいいか悩む。他の高齢者の方ですけれども、余市の診療所が古平の患者の下に玄関先まで迎えに来て、余市の診療所に連れて行って、診療が終わりますと玄関先で降ろしてくれる。海のまちクリニックよりも近いという感想を漏らしている方もいました。こういう町内の実態なのですけれども、他町村の診療所がやっているようなことを古平町がやれないわけがないのではないかと。病院に行く場合は健康な方ではないのです。高齢者の場合、特に膝とか腰の痛みとかで整形外科を欲しがっている位の患者の実態を考えますと、歩いてこいだとか、ちょっと考えられないようなこともあり得るのです。実際に、玄関先まで迎えに来てくれて、終わったら降ろしてくれるということが実にありがたいと思う患者が増えるのは当然だと思います。今古平町の外来は約7,000万円の一般会計からの持ち出しをしていますけれども、安定的な患者を繋ぎ止めるためにも、サービス精神旺盛にして他の診療所並みに送迎を考えてもいいのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 海のまちクリニックへの患者送迎についてでございますけれども、診療所への交通手段につきましては、議員おっしゃったタクシーの他に、コミュニティバスや乗合タクシーなどがあります。また、介護認定者などにつきましては介護保険サービスでの通院介助、あるいは有償ボランティアによる移動支援などもありますし、それらの方法で町民の通院が可能となって

いると認識しておりますので、診療所で送迎するという事は考えておりません。

○5番（真貝政昭君） 町民の声を伝えましたので、無碍に弾かないできちんと対応できるように今後もしていただきたいと思います。

最後の住宅政策です。町内の工務店関係は極めて冷え切っている状況が見受けられます。元町長の本間順司氏が町政を執行していた頃、民間アパートへの補助制度がありました。実態を見ますと空けば埋まるという空家がない状態です。古平町の公営住宅は今空いたら壊すという施策です。新しい町営住宅を建てるという計画は全くないですよ。いつ造り直すかというのにも答えられない状態ですよ。最近の若者から聞いた情報ですけれども、古平に職を得て住もうとしたけれども民間の空家は古過ぎて状態が悪いということで、町外に住まざるを得なくて通っている状況です。新築住宅は毎年ポツリポツリと補助なしで建っている状態ですけれども、古平は余市方面に比べて地価が安いですから、そういう面では利点があるかもしれませんが、古平高校がなくなって出生数がこういう状況の下では、若者を古平に繋ぎ止めておくということが極めて大事な時期になっていると思うのです。そこで、新築住宅を建てる場合、他町村みたいに補助金制度を作るだとか、リフォームの補助を公共下水道オンリーとか太陽光パネルオンリーとかにしないで、リフォームの幅をもっと広げて町内の景気の活性化を含めて若者が定着するような施策をとれないか。それから、民間アパートへの助成も復活してはどうか。公営住宅を建てるよりは民間のアパートや新築住宅を増やせば固定資産税が増えるわけですから、町の考え方の線に沿っているのではないかと思っているものですから提案する次第なのです。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 住宅対策について答弁申し上げます。

過去にも新築住宅の建設、あるいは中古住宅の取得、あるいは民間アパート建設に対する補助事業を定住促進事業として実施してはいたしましたが、なかなか数値化による検証が難しく、費用対効果を検討した結果、事業を取りやめたという経過がございます。新築住宅については平成29年で終わっております。アパートについても一、二軒しかないということで、現段階ではそういった事業は考えておりませんが、先程工藤議員からもありましたけれども、本当に今、古平町で住むところがなくて町外から通っているということでございまして、今、役場の職員の採用についても、なかなか町内で住宅探すのが難しいという状態もあります。現段階ではアパートの建替とかといった話もございませんので考えておりませんが、将来的にそういう話があったらぜひ考えていきたいなとは思っております。

○5番（真貝政昭君） 今回、この件を取り上げたのが、出生数が片手以内になってしまったという危機的な状況だと考えているのです。たまたま、仁木の議会だより2月号を見たのです。古平と違って議会と関係のないような表面ではなくて、全面議会活動・行政に関する事を網羅されていて注目したのですけれども、住宅補助で定住効果が浸透しているという見出しでした。仁木町に伺いましてお聞きしましたら、令和2年度から新築助成で一戸あたり200万円です。赤井川村は300万円です。改修助成は100万円が限度でした。改修助成は令和2年からずっと続けてきて、3件、3件、1件、4件、3件、今年の現時点で4件です。年度がありますので、まだ増える可能性があります。それから、新築助成の一戸あたり200万というやつが令和2年度で8件、続きまして10件、6件、2

件、6件、4件と続いています。この六年間で新築で36戸建築されているのです。リフォーム助成はこの六年間で18件利用されているのです。それで議会だよりで若者が定住効果ありとなっています。係の方に聞きましたら、古平と同じように民間アパート、前に助成していましたが満度埋まって足りない状況なので復活も考えているようなのです。高校がなくなって、それこそマイナスイメージばかり立っていますけれども、古平の産業のことを考えても、職員住宅を考えても、あんな築50年位の古いところに住まわせているような環境ではなくて、今流行りの若者が好むような住宅環境にしていかないと、いくら募集しても集まらない状態になりますので、たまたま仁木の場合ですけれども、他町村を参考にしながらぜひ取り組んでいただきたいと思う次第です。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 仁木の場合は大東建託が入ってかなり大きくやっておりますけれども、私どももそういったものがあれば、それは前向きに検討したい。確かに今もう住宅事情厳しいです。議員おっしゃるとおり、うちの職員ももう築50年の住宅に入っているような状況ですので、なかなか集まらないというのがあります。そういったものがあれば、前向きに検討してまいりたいと思います。

○5番（真貝政昭君） 古平は熊もいますシクマゲラもいますし、自然豊かなところですね。海にも山にも近いし、海の幸山の幸を味わえる絶好のいい環境にあるわけですから、余り悲観的にならないで前向きに考えていただきたいと思います。店じまいではないけれども町を畳むような感覚ではなくて、これから住んでいる人が豊かに暮らせるような環境をぜひ目指して行ってほしいと思っています。

以上です。

○議長（堀 清君） 以上をもって、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま、議案第54号から議案第64号及び意見案第12号から意見案第14号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第64号及び意見案第12号から意見案第14号を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 議案第54号ないし追加日程第3 議案第56号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から追加日程第3、議案第56号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案までは、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま一括で上程されました議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第56号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、議会議員の報酬が1ページから2ページです。特別職の給与が3ページから4ページ、教育長の給与が5ページから6ページでございます。三本の条例改正案は全て同じ内容の改正でございますので、議会議員の議員報酬に関する条例を用いて説明させていただきます。

改正の内容を説明いたしますので、横長の議案第54号～58号 説明資料をご覧ください。

1として、関連条例改正の趣旨ということでございますが、一般職国家公務員の給与改定に準拠し、地方公務員法の趣旨に沿って改定するものでございます。ページの一番下の方に（2）議会議員、特別職（町長・副町長・教育長）と記載してある場所をご覧ください。改定内容につきましては期末手当の改定でございます。年間4.6か月分を4.65月分とするものですが、2ページをお開きください。一番上の表に出ていますが、今回の改正は二段階となっております。上の方、一段目の見直しとしては、令和7年度の期末手当です。6月分は既に2.30月分で支給しておりますので、12月分を2.35か月で支給するものでございます。ただ、12月分につきましては12月10日に既に支給しておりますので、その差額を年内に支払うことを予定しております。二段目の改正は、令和8年度につきましては、6月、12月、ともに2.325か月に見直すものでございます。説明資料の3ページから7ページが新旧対照表となっております。

議案に戻っていただきまして、議案の2ページでございます。ただいま説明した内容の改め文となっております。附則第1項では、この一部改正は公布の日から施行し、令和7年12月1日に遡り適用することを規定しています。附則第2項では、令和7年12月分だけ100分の235を支給する規定でございます。附則第3項につきましては、改定前に支給されたものは改定後に支払うものの内払とみなす規定でございます。

議案の4ページが特別職、6ページが教育長のもので、同様の改正内容となっております。

また、この改正につきましては、先日、特別職報酬審議会へ報告し、この内容のとおり了承を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分  
再開 午後 3時26分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案  
について討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案  
を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これから議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を  
行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これから議案第56号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正  
する条例案について討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第56号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正  
する条例案を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案第57号

○議長（堀 清君） 追加日程第4、議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の7ページから16ページです。改正内容の概要をご説明いたしますので、横長の説明資料の1ページをご覧ください。本件も人勧に基づく改正でございます。2の主な改正内容について説明いたします。

まず、一つ目として、令和7年4月1日施行（第1条改正）のところですが、一点目としては①のところなのですけれども、民間給与との格差3.62%を解消するため、給料表を改定するものでございます。平均3.3%の引上げ改定となっております。②のところなのですけれども、民間の支給状況を踏まえ、通勤手当を距離区分ごとにこれまでの金額に200円から7,100円までの幅で上乗せする改定となっております。③のところの宿日直手当です。この改正につきましては、これまでの金額から300円から350円を上乗せする改定となっております。以上が第1条改定です。

続いて、令和7年12月1日施行（第1条改正）、令和8年4月1日施行（第2条改正）のところですが。期末勤勉手当の改正で年間4.60月分を4.65月分とするものです。内容につきましては、先程議会議員の報酬でご説明したものと全く同様の内容となっております。

続きまして、令和8年4月1日施行（第2条改正）のところですが。通勤手当に65km以上から100km以上を5km刻みで新設し、6万6,400円を超えない範囲で規則で定めることとする改正でございます。また、5,000円を上限とする駐車場利用に関する通勤手当を新設するものでございます。

9ページから18ページまでが、先程申し上げました第1条改正に係る新旧対照表となっております。19ページから21ページが第2条改正に係る新旧対照表となっております。また、第3条改正は文言整理に関するものですが、新旧対照表が23ページとなっております。

議案に戻っていただき、8ページから15ページまでが説明いたしました内容の改め文となっております。15ページ下の附則第1項では、この一部改正は公布の日から施行し、先程も説明申し上げました令和8年度の期末手当や通勤手当など、第2条改正は令和8年4月1日から施行する規定でございます。附則第2項では、給料表改定など第1条改定は令和7年4月1日に遡り適用することを規定しています。附則第3項では、改定前に支給されたものは改正後に支払うものの内払とする規定でございます。附則第4項では、附則で定めるもののほか、必要な事項は規則で定める規定でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 議案第58号

○議長（堀 清君） 追加日程第5、議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。議案につきましては、17ページから24ページです。

改正内容の説明をいたしますので、説明資料の2ページをご覧ください。（3）会計年度任用職員でございます。

一点目といたしましては、一般職同様に1・2級の給料表を改定するものでございます。会計年度任用職員は一般職の1・2級の部分を用いているためでございます。

二点目といたしまして、期末勤勉手当でございます。一般職の例により支給することとなっているため、条例改正はありませんが一般職と同様の支給率となります。

三点目につきましては、通勤手当です。説明資料25ページをお開きください。新旧対照表の第8条に記載されているとおりなのですが、7,100円だったものを7,300円に、1万円だったものを1万400円に改定するものでございます。

続きまして、議案の18ページをご覧ください。ただいま説明いたしました内容の改め文を記載しております。

24ページをお開きください。附則第1項では、この一部改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡り適用することを規定しています。附則第2項は、改定前に支給されたものは改定後に支払うものの内払とする規定でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 議案第59号

○議長(堀 清君) 追加日程第6、議案第59号 令和7年度古平町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(本間克昭君) ただいま上程されました議案第59号 令和7年度古平町一般会計補正予算(第4号)について提案理由の説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,368万2,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案26ページから27ページが歳入、28ページから29ページが歳出をなっております。

それでは第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第59号 説明資料をご覧ください。歳出から説明いたしますので、まず4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正は先程からの人勧絡みの人件費等の補正でございます。

1款議会費、1項議会費、既定の予算に10万3,000円を追加し、4,089万3,000円とするものでございます。議員期末手当の増額でございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から722万4,000円を減額し、7億8,973万3,000円とするものでございます。1目から8目の27節繰出金につきましては、国保、後期高齢、介護保険会計の人事異動及び人勧を反映した繰出金の補正でございます。14目につきましては、高齢者保健事業に携わる職員等の人事異動及び人勧を反映し整理した補正となっております。2項児童福祉費、既定の予算に136万円を追加し、8,489万2,000円とするものでございます。これにつきましては、子ども第三の居場所に係る会計年度任用職員の時間外手当等にあたる報酬の増額、人勧を反映した人件費の整理となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から670万9,000円を減額し、1億1,496万1,000円とするものでございます。診療所への繰出金でございますが、職員等の人事異動及び人勧を反映した整

理でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。7 款土木費、4 項都市計画費、既定の予算に21万円を追加し、1 億8,510万4,000円とするものでございます。下水道会計への負担金、補助金の人勸を反映した整理でございます。

8 款消防費、1 項消防費、既定の予算に640万9,000円を追加し、2 億4,049万1,000円とするものでございます。北後志消防組合への負担金の人勸を反映した整理でございます。

13款職員給与費、1 項職員給与費、既定の予算から2,464万9,000円を減額し、5 億6,022万7,000円とするものでございます。一般会計で計上している特別職、正職員、会計年度任用職員の人件費の整理でございます。人勸ではプラス改定でしたが今回の補正は減額での補正となっております。14ページ、15ページをお開きください。一番上の表なのですけれども、当初予算では採用等を見込み、正職員63人、会計年度任用職員33人で計上しておりましたが、人事異動や採用状況によりまして、正職員59人、会計年度任用職員30人となったことを反映させての減額でございます。

次に歳入を説明いたします。ページ戻りまして、2 ページ、3 ページをお開きください。

17款繰入金、1 項基金繰入金、既定の予算から3,050万円を減額し、3 億1,571万3,000円とするものでございます。財政調整基金繰入金の減額で、今回の補正の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第59号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第7 議案第60号

○議長（堀 清君） 追加日程第7、議案第60号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第60号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1

億2,009万6,000円とするものでございます。

それでは歳出の方から説明いたします。説明資料の30ページをお開きください。

1款1項総務管理費、既定の予算に27万4,000円を追加し、予算額1億1,534万7,000円とするもので、全て給与改定分の増額となっております。

続きまして、1ページ戻りまして歳出です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に27万4,000円を追加し、予算額を4,365万6,000円とするものでございます。こちらは歳出で説明いたしました人件費の増額により、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第60号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第8 議案第61号

○議長（堀 清君） 追加日程第8、議案第61号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第61号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,236万8,000円とするものでございます。

国保会計同様に歳出の方から説明いたします。42ページ、43ページをお開きください。

1款1項総務管理費、既定の予算に32万7,000円を増額し、予算額を1,034万1,000円とするもので、こちらも給与改定分の増額となります。

続きまして、1ページ戻りまして歳入です。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に32万7,000円を増額し、3,064万9,000円とするも

のでございます。こちらは歳出で給与改定の増額があった分の職員給与費等繰入金を増額いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第61号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第9 議案第62号

○議長（堀 清君） 追加日程第9、議案第62号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第62号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案43ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億9,165万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。次の44ページから47ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料54ページ、55ページをお開きください。

1款サービス事業費、3項施設サービス事業費、既定の予算から534万円を減額し、1億4,811万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては、給与改定や当初予算編成後からの職員の入退職、会計年度任用職員の雇用要件の変更などにより人件費を整理し直しまして、こちらに記載されている金額に計上し直したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。52ページ、53ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算から534万円を減額し、9,683万5,000円とするもので、歳入予算の減額分と同額を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第62号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第10 議案第63号

○議長（堀 清君） 追加日程第10、議案第63号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第63号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案49ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ670万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億651万5,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。次の50ページから53ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料70ページ、71ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から670万9,000円を減額し、8,984万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、給与改定や当初予算編成後から職員数が減ったことなどにより人件費を整理し直しまして、こちらに記載されている金額に計上し直したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。68ページ、69ページをお開きください。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から670万9,000円を減額し、6,331万1,000円とするもので、歳出予算の減額分と同額を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第63号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第11 議案第64号

○議長(堀 清君) 追加日程第11、議案第64号 令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課主幹(大原康弘君) ただいま上程されました議案第64号 令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

別冊の議案第64号 1ページをご覧ください。本件は、収益的収入及び支出の補正並びにそれに伴う関連経費の補正でございます。議案の第2条から読み上げて説明いたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度古平町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款事業収益、既決予定額1億9,160万6,000円、補正予定額21万円、計1億9,181万6,000円。第2項営業外収益、既決予定額1億6,043万2,000円、補正予定額21万円、計1億6,064万2,000円。支出、第1款事業費用、既決予定額1億8,619万円、補正予定額21万円、計1億8,640万円。第1項営業費用、既決予定額1億7,342万9,000円、補正予定額21万円、計1億7,363万9,000円。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(1)職員給与費予定額1,660万7,000円、補正予定額21万円、計1,681万7,000円。

次に、補正の明細をご説明いたします。飛びますが12ページをお開きください。

令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の明細書でございます。収益的収入、1款2項営業外収益、補正予定額21万円の増額でございます。補正の理由につきましては、収益的支出の増加に伴い、一般会計補助金及び一般会計負担金を増額するものでございます。

次に、収益的支出、1款1項営業費用、補正予定額21万円の増額でございます。補正の理由につきましては、一般会計の給与条例の改正により生じた人件費の補正が主なものとなっております。

なお、ページを戻っていただきまして、4ページをお開きください。令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の実施計画につきましては、ただいまの説明の再掲となりますので、

説明を省略させていただきます。また、5ページから9ページにつきましては、今回の補正後の令和7年度古平町公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、6ページに給与費明細書、8ページから9ページに令和7年度古平町公共下水道事業予定貸借対照表を記載してございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第64号 令和7年度古平町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第12 意見案第12号

○議長（堀 清君） 追加日程第12、意見案第12号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決定しました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
意見案第12号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第13 意見案第13号

○議長（堀 清君） 追加日程第13、意見案第13号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第13号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第14 意見案第14号

○議長（堀 清君） 追加日程第14、意見案第14号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第14号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第20、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第21、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第22、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第24、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時21分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員